

剣淵町地域防災計画

基 本 編
地震防災計画編

平成21年10月
平成28年11月改訂

剣 淵 町 防 災 会 議

目 次

基 本 編

第1章 総則	1
第1節 計画作成の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 用語	1
第4節 計画の修正要領	2
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第6節 町民及び事業所の基本的責務	8
第2章 剣淵町の概況	9
第1節 自然条件	9
第2節 災害の概況	10
第3章 防災組織	13
第1節 組織計画	13
第2節 気象業務に関する計画	25
第4章 予防計画	33
第1節 水害予防計画	35
第2節 風害予防計画	40
第3節 雪害予防計画	41
第4節 融雪災害予防計画	44
第5節 土砂災害予防計画	47
第6節 建築物災害予防計画	48
第7節 消防計画	51
第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	55
第9節 避難体制整備計画	59
第10節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	63
第11節 自主防災組織の育成等に関する計画	67
第12節 積雪・寒冷対策計画	69
第5章 災害応急対策計画	71
第1節 災害情報通信計画	71
第2節 災害広報計画	79
第3節 応急措置実施計画	81
第4節 避難対策計画	83
第5節 救助救出計画	88
第6節 災害警備計画	89
第7節 交通応急対策計画	91

第8節	輸送計画	95
第9節	食糧供給計画	97
第10節	給水計画	99
第11節	上下水道施設対策計画	100
第12節	衣料、生活必需物資供給計画	101
第13節	電力施設災害応急計画	103
第14節	ガス施設災害応急計画	104
第15節	医療救護計画	105
第16節	防疫計画	107
第17節	廃棄物等処理等計画	110
第18節	飼養動物対策計画	112
第19節	文教対策計画	113
第20節	住宅対策計画	116
第21節	被災宅地安全対策計画	118
第22節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	120
第23節	障害物除去計画	122
第24節	応急土木対策計画	123
第25節	応急飼料計画	124
第26節	労務供給計画	125
第27節	ヘリコプター活用計画	127
第28節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	130
第29節	広域応援計画	133
第30節	職員応援派遣計画	134
第31節	防災ボランティアとの連携計画	136
第32節	災害義援金募集（配分）計画	137
第33節	災害応急金融計画	138
第34節	災害救助法の適用と実施	139
第6章	震災対策計画	143
第7章	事故災害対策計画	145
第1節	航空災害対策計画	145
第2節	鉄道災害対策計画	149
第3節	道路災害対策計画	152
第4節	危険物等災害対策計画	158
第5節	大規模な火事災害対策計画	165
第6節	林野火災対策計画	169
第8章	災害復旧計画	175
第9章	防災訓練計画	177
第10章	防災思想・普及啓発計画	179

地震防災計画編

第1章 総則	181
第1節 計画の目的	181
第2節 計画の性格	181
第3節 計画の基本方針	181
第4節 剣淵町の地形、地質及び社会的現況	182
第5節 剣淵町及びその周辺における地震の発生状況	182
第6節 剣淵町における地震の想定	182
第2章 震災予防計画	185
第1節 地震に強いまちづくり推進計画	185
第2節 防災訓練計画	186
第3節 火災予防計画	187
第4節 危険物等災害予防計画	188
第5節 建築物等災害予防計画	188
第6節 土砂災害予防計画	190
第7節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備	190
第8節 避難体制整備計画	191
第9節 災害時要援護者対策計画	191
第10節 積雪・寒冷対策計画	191
第11節 地震に関する防災知識の普及・啓発	191
第12節 町民の心構え	193
第13節 自主防災組織の育成等に関する計画	194
第3章 災害応急対策計画	195
第1節 応急活動体制	195
第2節 地震情報の伝達計画	195
第3節 災害情報等の収集、伝達計画	202
第4節 災害広報計画	202
第5節 避難対策計画	202
第6節 救助救出計画	202
第7節 地震火災等対策計画	202
第8節 災害警備計画	203
第9節 交通応急対策計画	203
第10節 輸送計画	204
第11節 ヘリコプター活用計画	204
第12節 食糧供給計画	204
第13節 給水計画	204
第14節 衣料・生活必需物資供給計画	204
第15節 生活関連施設対策計画	204

第 16 節	医療救護計画	206
第 17 節	防疫計画	206
第 18 節	廃棄物等処理計画	206
第 19 節	文教対策計画	206
第 20 節	住宅対策計画	206
第 21 節	被災建築物安全対策計画	207
第 22 節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	208
第 23 節	広域応援計画	208
第 24 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	208
第 25 節	防災ボランティアとの連携計画	208
第 26 節	災害義援金募集（配分）計画	208
第 27 節	災害救助法の適用と実施	208
第 4 章	災害復旧計画	209
第 1 節	基本方針	209
第 2 節	公共施設等災害復旧計画	209
第 3 節	財政、金融等に関する計画	209

剣淵町地域防災計画

基 本 編

第1章 総 則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、剣淵町防災会議が作成する計画であり、剣淵町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 自主防災組織の育成に関すること
- 7 災害時要援護者対策の充実に関すること
- 8 防災訓練に関すること
- 9 防災思想の普及に関すること

第 2 節 計画の構成

剣淵町地域防災計画は本編のほか、次の各編から構成する。

- 1 地震防災計画編
- 2 資料編（別冊）

第 3 節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）
救 助 法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律 118 号）
防 災 会 議	剣淵町防災会議
本 部（長）	剣淵町災害対策本部（長）
防 災 計 画	剣淵町地域防災計画
災 害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害

第4節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条の定めにより計画内容に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の進展に伴い計画が社会生活の実態と著しく乖離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき
- 6 軽微な修正（組織の機構改正による名称変更や人口、面積等の数量的な修正等）は知事協議を要せず修正結果を道に報告する

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱

剣淵町及び町域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの所掌事務・業務を通じて町域に係る防災に寄与し、各機関が防災に関して処理すべき事務・業務の大綱は、次のとおりとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道農政事務所 地域第10課	① 災害時の米穀の確保、供給及び緊急輸送を行うこと ② 災害時の陸上自衛隊備蓄の乾パンの管理換を行い応急供給を実施すること ③ 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として小麦及び大麦を供給する等必要な措置を行うこと
旭川開発建設部 名寄河川事務所 士別道路事務所	① 天塩川の水位観測並びに通報に関すること ② 天塩川の水門及び樋門等の防災管理、並びに管理区域内危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関すること ③ 一般国道並びに開発道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理を行うこと
上川北部森林管理署	① 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること ② 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること ③ 林野火災の予防対策の樹立及び未然防止を行うこと ④ 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと
旭川地方气象台	① 気象・地象・水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること ② 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第2師団	① 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の参加に関すること ② 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること ③ 災害派遣活動による部隊運用に関すること

3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
上川支庁地域振興部 地域政策課	① 上川支庁地域災害対策連絡協議会の事務運営、企画に関すること ② 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること ③ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること ④ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること ⑤ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
旭川土木現業所 士別出張所	① 水防技術の指導に関すること ② 災害時において関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行うこと ③ 災害時における、関係公共土木被害調査及び災害応急対策並びに復旧対策の実施に関すること ④ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること ⑤ 所轄道路・河川の保全及び災害復旧対策を行うこと
上川保健福祉事務所 (名寄保健所)	① 医療施設・衛生施設等の被害報告に関すること ② 災害時における医療救護活動の推進に関すること ③ 災害時における防疫活動に関すること ④ 災害時における給水、環境衛生保持及び食品衛生保持並びに保健衛生指導を推進すること ⑤ 医療、防疫薬剤の確保及び供給に関すること ⑥ 救助法の適用に関すること
上川農業改良普及センター 士別支所	① 被災地の農作物及び家畜の技術指導を行うこと ② 被災地の病害虫の防疫指導、その他営農指導を行うこと
上川北部森づくりセンター	① 災害時における森林対策の実施に関すること

4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
旭川方面士別警察署 剣淵警察官駐在所	① 災害時における、住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること ② 災害情報の収集に関すること ③ 被害地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること ④ 犯罪の予防、取り締り等に関すること ⑤ 危険物に対する保安対策に関すること ⑥ 自治体等の行う防災業務の協力に関すること ⑦ 広報活動に関すること

5 剣淵町

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
剣淵町	① 防災会議に関すること ② 災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること ③ 防災組織の整備、その他の災害予防に関すること ④ 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること ⑤ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関すること ⑥ 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること ⑦ 災害予警報など情報（地震災害に関する警戒宣言等を含む）の収集・伝達に関すること ⑧ 災害の情報の収集・伝達及び被害調査の報告に関すること ⑨ 避難の指示・勧告に関すること ⑩ 被災者の救出、救護及び保護に関すること ⑪ 消防、水防、その他の応急措置に関すること ⑫ 災害時の保健衛生及び文教対策に関すること ⑬ 緊急輸送の確保に関すること ⑭ 被災施設の災害復旧に関すること ⑮ 災害広報に関すること ⑯ 自主防災組織の育成に関すること ⑰ 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること ⑱ その他町地域防災計画に定める災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること
剣淵町教育委員会	① 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること ② 教育施設の被害調査及び報告に関すること ③ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること

6 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
士別地方消防事務組合 消防署剣淵支署	① 消防活動に関すること ② 水防活動に関すること ③ 火災警報等の住民への周知に関すること ④ 緊急時における病人、負傷者及び急患の輸送に関すること ⑤ 被災地の警戒体制に関すること ⑥ その他災害時における救助活動に関すること ⑦ 町が行う災害に係る業務の全般的な協力に関すること
剣淵町消防団	① 災害時の消防活動、水防活動に関すること ② 被害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること ③ 雪害防止活動に関すること ④ 被災者の救出・救護に関すること ⑤ 応急復旧作業に関すること

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
郵便事業株式会社 名寄支店	① 災害時における郵便輸送の確保及び集配業務の確保に関すること ② 郵便の非常取り扱いに関すること
郵便局株式会社 剣淵郵便局	① 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること
N T T 東日本株式会社 北海道支店	① 旭川地方気象台からの警報伝達に関すること ② 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ北海道支社	① 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ携帯電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
北海道旅客鉄道株式会社 (士別駅)	① 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関への支援を行うこと
北海道電力株式会社 名寄営業所	① 所管電力供給施設の防災管理対策を行うこと ② 災害時における円滑な電力の供給及び確保に努めること ③ 所管電力施設の災害復旧に関すること
日本赤十字社 北海道支部	① 災害時における医療、助産、その他救助業務の実施に関すること ② 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整に関すること ③ 災害義援金品の募集及び配分に関すること

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
上川北部医師会 旭川歯科医師会	① 災害時における救急医療に関すること

9 公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北ひびき農業協同組合 剣淵基幹支所	① 農作物の災害応急対策、指導に関すること ② 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること ③ 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること ④ 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策に関すること ⑤ 農作物の需給調整に関すること ⑥ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
上川北農業共済組合 士別家畜診療所	① 農作物の被害調査及び報告に関すること ② 家畜の被害調査及び診療に関すること ③ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
てしおがわ土地改良区	① 農業施設等の応急対策及び復旧対策に関すること ② 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
士別地区森林組合	① 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること ② 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
剣淵商工会	① 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保に係る協力に関する事 ② 被災商工業者に対する融資及びその斡旋に関する事 ③ 災害時における商工業者の経営育成指導に関する事
金融機関	① 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力に関する事
運送事業者	① 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援に関する事
危険物関係施設の管理者	① 施設内の災害予防及び災害時の危険物の保安に関する事 ② 災害時における被害状況調査及び報告に関する事
プロパンガス取扱い機関	① プロパンの防災管理に関する事 ② プロパンの供給に関する事
剣淵町保育所 剣淵小学校・中学校 剣淵高等学校	① 児童生徒等の避難保護に関する事 ② 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関する事 ③ 被災者の一時収容措置についての協力に関する事
社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会	① 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びその斡旋に関する事 ② 被災者の保護についての協力に関する事
自治会連合会 各自治会	① 災害時における町民連携及び相互の奉仕協力に関する事 ② 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関する事 ③ 非常食等の炊出し及び保育等ボランティア活動に関する事
剣淵町建設業協会	① 道路・河川等の応急対策及び復旧対策への建設機械等による支援に関する事

第6節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

第1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 平常時の備え

- 1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- 2) 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- 3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- 4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- 5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- 6) 災害時要援護者への配慮
- 7) 自主防災組織の結成

2 災害時の対策

- 1) 地域における被災状況の把握
- 2) 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- 3) 初期消火活動等の応急対策
- 4) 避難場所での自主的活動
- 5) 防災関係機関の活動への協力
- 6) 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- 1) 災害時行動マニュアルの作成
- 2) 防災体制の整備
- 3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

2 災害時の対策

- 1) 事業所の被災状況の把握
- 2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- 3) 施設利用者の避難誘導
- 4) 従業員及び施設利用者の救助
- 5) 初期消火活動等の応急対策
- 6) ボランティア活動への支援、地域への貢献

第2章 剣淵町の概況

第2章 剣淵町の概況

第1節 自然条件

第1 地 形

剣淵町は、北海道北部の名寄盆地の南部に位置し、北海道第二の都市・旭川市から北へ向かって約 45 km の距離にある田園風景豊かな純農村の町である。経済圏としては、旭川市及び北に隣接する士別市に属している。

町域は、東西に 10.8 km、南北に 12.6 km、総面積は 131.2 km² で、天塩川水系の支流である剣淵川流域に沿って広がっている。地形は、東西を山地に挟まれ、中央部に低地が広く発達している。南はペンケペオッペ川と六線川を境に和寒町に、北は犬牛別川と北東の山地を境に士別市に隣接している。

地質は、粘土層や泥炭層などが堆積し、北西部には「剣淵粘土」と称している耐火粘土が広く分布している。

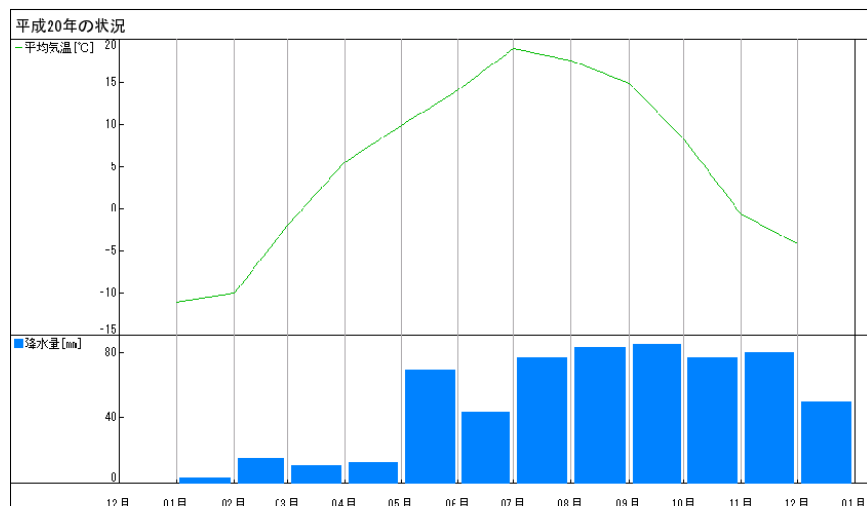


東：東経	142° 27' 10"	南：北緯	44° 02' 10"
西：東経	142° 16' 20"	北：北緯	44° 11' 00"

第2 気 候

剣淵町は、内陸的で夏と冬の気温差が 50℃ 以上にもなり、また一日の寒暖差は大きく、盆地特有の気温となっている。夏期は高温多照で 30℃ 以上の猛暑に見舞われることもあるが、朝夕は涼しく、過ごしやすい。しかし、近年では地球温暖化の現象から、夏と冬の気温差が縮まる傾向にある。冬期は一変し、寒さが厳しく、1月の最大降雪量は平均で 110cm に達する。

図表 剣淵町の気候（平成 20 年の状況）



第2節 災害の概況

第1 冬から春にかけて

1 雪害

冬の降水は気温が低いためほとんど雪となり、積雪量は山間部が最も多く、2～3mにも達する。雪質は乾雪で密度が小さく、根雪期が長いことが特徴である。また、吹雪、雪崩等により、公共交通機関の混乱、通行の途絶を招くほか、積雪による農作業期間及び農作物の生育期間の短縮は雪害の一因となっている。

2 融雪出水

最北の地にある天塩川は、上流が南で北へ流下する寒地河川で、冬期間は結氷し春先は上流から融け始め、まだ結氷中の下流へみぞれ状となって流下する。この現象は天塩川特有のもので、氷詰りの異常水位となって、大きな水害をもたらしてきた。

融雪出水は、日本海側北部の河川特有の現象であるが、年間総流出量の40%～60%は4月から6月にかけて流出する。気温10℃、風速5.0m/sのとき1日に融ける雪の量は、雨量に換算すると45mm位と言われており、融雪出水は極めてゆっくりと長期間にわたって流出してくる。

その原因については、おおむね次のように考えられる。すなわち、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水は起こさないが、土地を水で飽和させ、かつ排水溝その他小河川を漲らせ出水の素地をつくることになり、このような状態のところに山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することになる。

第2 夏から秋にかけて

1 冷害

夏の低温・寡照は、本町の農業に重大な影響を及ぼす。これは、夏季正常に発達すべき太平洋高気圧の勢力がオホーツク海高気圧に比して弱いと、北からの寒気が太平洋岸から入り込むことや、前線が停滞することにより低温、寡照となり、作物の生育や結実に支障をきたすこと等による。

2 洪水（夏季集中豪雨）

夏季の洪水は集中豪雨に起因する出水が多いのが特徴となっている。強い雨が降るのは限られた期間で、それは、本州の梅雨が終わる頃の不連続線の北上する7月初めと、オホーツク海高気圧により寒冷前線の発生する7月後半、あるいはシベリア高気圧により寒冷前線が南下する8月下旬の3種類が挙げられ、これに低気圧や台風が伴うと更に雨量は多くなり、水害が発生している。

3 暴風雨災害

暴風雨災害は、熱帯低気圧と台風によるものが多い。わが国では、両者を最大風速17m/s以下以上で区分しているが、ここでは災害の原因という観点から一括台風と呼ぶこととする。本町には9月、10月に上陸するものが影響するものとみられている。

第3 通年

1 渇水被害

天塩川では過去、昭和 51 年、昭和 55 年、平成 5 年等、冬の積雪量不足や名地の雨不足に起因する渇水被害が発生しており、農作物へ重大な影響を及ぼしている。特に平成 5 年発生の渇水は深刻で、7 月雨不足により野菜をはじめとする農作物に被害がでるとともに、岩尾内ダムの貯水量が常時満水容量の 3%まで低下する事態となった。

2 地震災害

本町が位置する北海道北部は全国的にも地震が少ない地域である。

本町における震度 4 以上の地震は、記録に残っている限り平成 15 年 9 月 26 日十勝沖地震、平成 16 年 12 月 14 日留萌支庁南部地震において震度 4 を観測したものがある。

それ以外は震度 3 以下の地震となっている。

第 3 章 防災組織

第3章 防災組織

第1節 組織計画

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合調整を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び注意報、警報並びに情報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の充実を図るものとする。

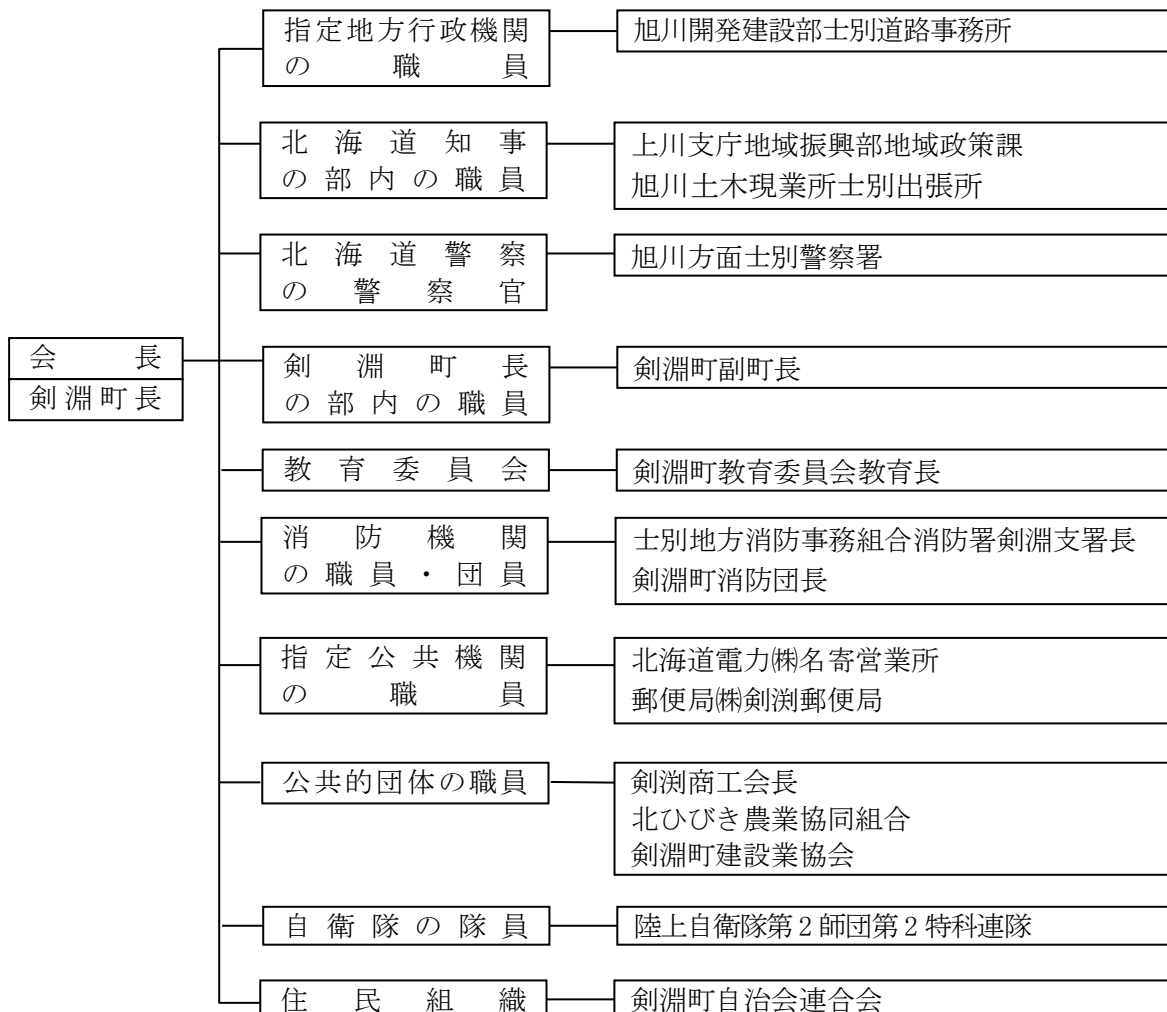
第1 防災会議の組織

町長を会長とし、防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行うものである。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 防災会議組織図

【 防災会議組織図 】



2 防災会議の運営

剣淵町防災会議条例（昭和 37 年条例第 31 号）の定めるところによる。

第 2 災害対策本部

1 設置

災害対策本部は、基本法第 23 条の規定により、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
風 水 害	・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪 害	・被害が大規模で広域にわたるとき
大 事 故 等	
航空災害	・人命救助救出活動の難航が予想されるとき ・航空機が消息を絶ったとき
鉄道災害	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
道路災害	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模火災	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
冷（湿）害	・冷（湿）害被害が発生したとき
地震災害	・震度 5 弱以上の地震が発生したとき ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

2 組織等

1) 災害対策本部組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

【 災害対策本部組織 】

本部長：町長

副本部長：副町長・教育長

本部員：各班長・副班長

対策班名	班長	担当課・職員構成等
総務班	総務課長	総務課職員 会計課職員 議会事務局職員
民生班	住民課長	住民課職員 健康福祉課職員
産業班	経済課長	経済課職員 農業委員会事務局職員
建設班	建設課長	建設課職員
文教班	教育委員会教育課長	教育委員会職員
医療班	町立診療所長	町立診療所職員
消防班	士別地方消防事務組合消防署剣淵支署長	士別地方消防事務組合消防署剣淵支署職員

2) 運営

災害対策本部の運営は、剣淵町災害対策本部条例に定めるところによる。

3) 所掌

災害対策本部の所掌事務は、次のとおりである。

所管（課）	対 策 事 項	班・係
総務課 会計課	1 災害対策の総括に関すること 2 災害対策本部の設置運営に関すること 3 防災会議その他関係機関との連絡に関すること 4 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の収集、伝達に関すること 5 災害情報の収集、伝達に関すること 6 災害現地との連絡、伝令、通信等に関すること 7 災害広報に関すること 8 避難の勧告又は指示の発令に関すること 9 災害時の非常通信計画に関すること 10 庁内の非常配備体制に関すること	総務班

所管（課）	対 策 事 項	対策班
総務課 会計課	11 自衛隊災害派遣要請に関すること 12 救助法の適用に関すること 13 各部、班の連絡調整に関すること 14 その他各部、班に属さないこと 15 災害対策本部の庶務に関すること 16 職員の災害動員計画に関すること 17 職員の非常招集に関すること 18 動員職員の出勤状況の記録に関すること 19 動員職員に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給に関すること 20 災害食糧の確保供給に関すること 21 災害記録・写真及び災害統計に関すること 22 被災者からの陳情等の処理に関すること 23 災害関係予算の編成及び災害関係経費に関すること 24 応急、復旧資材等物資の調達及び救援物資の受入れに関すること 25 避難所への救援物資の輸送に関すること 26 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 27 り災証明に関すること 28 災害に伴う金銭（義援金等の受入れを含む）の出納及び保管に関すること 29 義援金等の配分に関すること	総務班
議会事務局	1 支援対策班内での連絡調整に関すること 2 議会との連絡調整に関すること 3 他対策班への応援に関すること	
住民課	1 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関すること 2 避難場所等の記録（避難者名簿等）及び報告に関すること 3 住民への気象情報、避難勧告等の伝達に関すること 4 被災者の避難場所等への誘導に関すること 5 避難者の移送に関すること 6 災害時の防犯に関すること 7 災害に係る相談、苦情等に関すること 8 住民組織等（自治会、自主防災組織等）との連絡調整に関すること 9 防災ボランティアの受け入れ及び調整に関すること 10 災害時の廃棄物及びし尿の処理に関すること 11 収容避難所における仮設トイレの設置に関すること 12 災害時における死体の処理及び埋葬に関すること 13 被災地の環境衛生保持に関すること 14 被災地の交通安全対策に関すること 15 被災納税者の調査に関すること 16 被災者の町税減免に関すること 17 保育所施設の被害調査に関すること 18 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関すること 19 被災者の生活保護に関すること 20 保育所児童の避難計画並びに実施に関すること 21 保育所児童保護者との連絡調整に関すること	民生班

所管（課）	対 策 事 項	対策班
健康福祉課	1 保健福祉対策部の連絡調整に関する事 2 社会福祉施設の被害調査に関する事 3 被災者の避難誘導の支援に関する事 4 独居老人、障がい者等の避難等の安全確保及び保護に関する事 5 炊き出しに関する事 6 救援物資の保管・仕分けに関する事 7 医療・救護班、救助班の設置に関する事 8 応急救護所の開設及び管理に関する事 9 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関する事 10 上川保健福祉事務所（名寄保健所）との連絡調整に関する事 11 上川北部医師会及び旭川歯科医師会、並びに周辺医療機関との連絡調整に関する事 12 感染症予防に関する事 13 防疫に関する事	民生班
経済課 農業委員会	1 農業関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災農家の援護に関する事 3 農業被害に関する応急対策及び災害復旧に関する事 4 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関する事 5 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事 6 死亡獣畜の処理に関する事 7 林野火災に関する事 8 町有林の被害調査及び被害対策に関する事 9 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事 10 商工業関係の被害調査に関する事 11 被災商工業者の援護対策に関する事 12 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事 13 災害時の消費物資の確保及び物価安定に関する事 14 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事 15 災害時における商工業観光機関との連絡調整に関する事	産業班
建設課	1 道路の通行禁止及び制限の措置に関する事 2 道路、橋梁、河川、公園等の被害調査及び防災措置要請に関する事 3 道路、橋梁、河川、公園等の保護及び応急対策に関する事 4 道路、橋梁、河川、公園等の災害復旧に関する事 5 応急作業用車両等の確保、調達、配分及び保管に関する事 6 障害物の除去に関する事 7 市街地の浸水防止対策に関する事 8 危険水防区域の警戒巡視に関する事 9 災害時の関係河川水位雨量の情報収集に関する事 10 応急仮設住宅等の設置に関する事 11 一般建築物の被害調査に関する事 12 住宅の応急修理に関する事 13 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 14 災害時の輸送の総括に関する事 15 災害時における飲料水の供給に関する事 16 災害時における応急給水に関する事	建設班

所管（課）	対 策 事 項	対策班
建設課	17 上下水道施設の被害調査及び災害応急対策に関すること 18 水源地の確保、管理及び水質保全に関すること	建設班
教育委員会	1 学校教育施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 学校教育施設の災害復旧に関すること 3 学用品等の配給に関すること 4 被災児童、生徒の応急教育に関すること 5 小・中学校、高校の児童生徒の避難計画並びに実施に関すること 6 小・中学校、高校との連絡調整に関すること 7 小・中学校、高校の児童・生徒保護者との連絡調整に関すること 8 学校教育施設の応急利用に関すること 9 被災児童、生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること 10 教職員の動員に関すること 11 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 12 文化財の保護及び応急対策に関すること 13 社会教育施設の災害復旧に関すること 14 社会教育施設の応急利用に関すること 15 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 16 体育施設の災害復旧に関すること 17 体育施設の応急利用に関すること	文教班
町立診療所	1 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関すること 2 救護所の設置及び管理に関すること 3 医療等の委託に関すること 4 医療、助産の薬品等の調達に関すること 5 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関すること 6 助産及び被災者の救護に関すること 7 通院患者の避難誘導に関すること	医療班
土別地方消防事務組合消防署剣淵支署	1 消防活動及び水防活動に関すること 2 警戒区域の設定に関すること 3 火災警報等の住民への周知に関すること 4 住民の避難誘導及び人命救助に関すること 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること 6 病人、負傷者、急患等の搬送に関すること	消防班

3 設置場所

災害対策本部は、原則として剣淵町役場に設置する。

- 1) 本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板（別図 1）を掲出するものとする。
- 2) 本部長・副本部長・本部員・各班長及びその他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、腕章（別図 2）を帯用するものとする。
- 3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標識（別図 3）を付けるものとする。
- 4) その他災害対策に関する重要な事項

4 廃止

町長は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

5 通知及び公表

町長は、災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を本部員並びに防災会議構成関係機関、知事（上川支庁長）、その他防災関係機関及び住民に対し、電話、文書その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

第3 本部員会議

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」を置くものとする。

1 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員のほか、本部長の指名する職員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。（災害対策本部組織参照）

2 本部員会議の協議事項

- 1) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- 2) 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- 3) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- 4) その他災害対策に関する重要な事項

3 本部員会議の開催

- 1) 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- 2) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 3) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- 4) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務班長にその旨を申し出るものとする。

4 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

5 本部連絡員

- 1) 総務班長が必要と認めたときは、各班に本部連絡員を置くものとする。
- 2) 各班長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、総務班長に報告するものとする。
- 3) 本部連絡員の業務は、次のとおりとする。
 - ① 所属班内の動員及び配備体制状況の掌握
 - ② 応急対策の実施及び活動状況の掌握
 - ③ 応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
 - ④ 所属班内の各係に係る災害に関する情報のとりまとめ
 - ⑤ 本部との情報伝達及び所属部内との連絡調整

第4 非常配備

1 非常配備の基準

- 1) 本部は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合において、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策を迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合においても町長は必要と認めたときは、非常配備に関する基準により配備体制をとるものとする。また、総務班長が必要と認めたときは、各班に本部連絡員を置くものとする。

- 2) 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

2 非常配備体制

種別	配備時期	配備の内容	配備要員
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発表されたとき。 2 震度4以上の地震が発生したとき。 3 その他特に本部長が必要と認めたとき。	(注意体制) 特に関係ある対策部の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。 又、第2非常配備に移行し得る体制をとるものとする。	総務課
第2非常配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 震度5弱の地震が発生したとき。 3 その他特に本部長が必要と認めたとき。	(警戒体制) 災害応急対策に関係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	関係各班
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 震度5強以上の地震が発生したとき。 3 予想されない重大な災害が発生したとき。 4 その他特に本部長が必要と認めたとき。	(非常体制) 災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全職員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

第5 本部各部の配備要員

動員（招集）の方法は次のとおりとする。

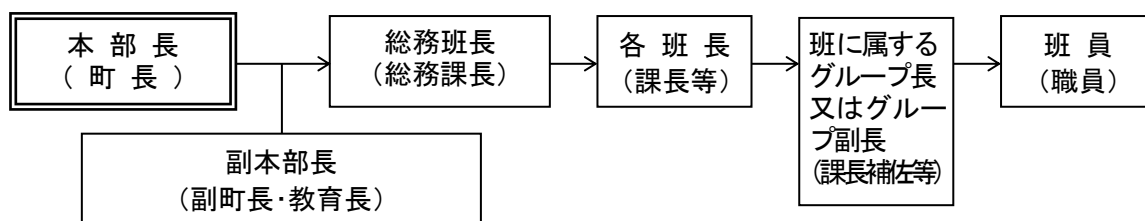
- 1) 総務班は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知する。
- 2) 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知する。
- 3) 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につく。
- 4) 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておく。
- 5) 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行う。
- 6) 各班長は、円滑な災害応急対策を実施するために必要と認められるときは、あらかじめ定められている職員の業務分担を変更して、別の業務を指示、命令することができるものとする。
- 7) 災害時の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各班相互間の協力応援体制を確立する。各班長は、動員可能者数を把握し必要に応じて応援するものとする。

1 平常勤務時の伝達系統及び方法

職員の動員は、本部の配備体制に従って、本部長の指示により総務班長は、各班長に対し、庁内放送及び電話、口頭により指令するものとする。

各班長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集・伝達・調査その他の応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。

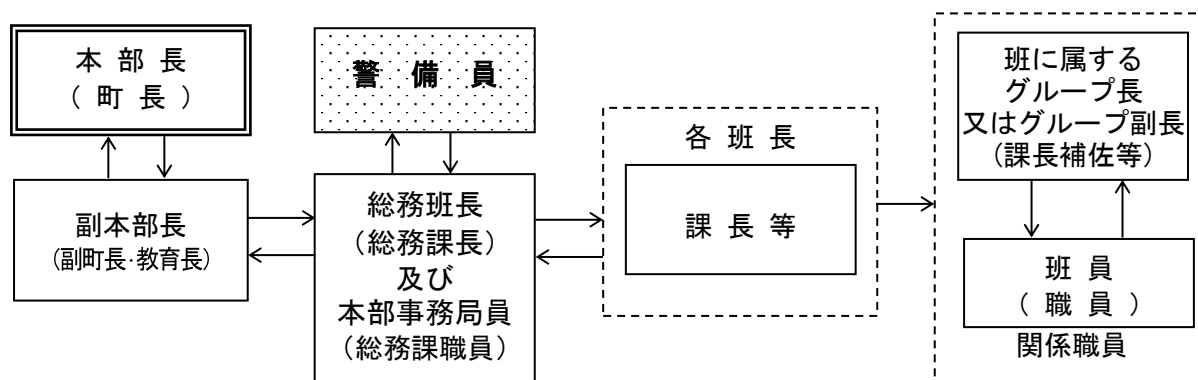
伝達方法



2 休日又は退庁後の伝達

- 1) 本町における休日・夜間の職員の動員については、原則として、次の「3 職員の緊急参集」に従うものとする。
- 2) 本町では、休日及び夜間の通報については警備員に連絡が入る。警備員は、次の情報を察知したときは総務班長（総務課長）及び総務班員（総務課職員）に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係班長（各課長）及び関係職員に通知するものとする。
 - ① 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報されたとき。
 - ② 災害が発生したとき。
 - ③ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

休日又は退庁後の伝達系統（警備員からの連絡による場合）



3 職員の緊急参集

- 1) 本部長は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。
- 2) 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につくものとする。
 - ① 本部が設置された場合は、電話、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集するものとする。
 - ② 震度5弱以上の地震が発生したときは、動員（招集）の指示を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、直ちに参集するものとする。
 - ③ 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集するものとする。
- 3) 勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動することとする。

① 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

② 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

③ 被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院・診療所、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

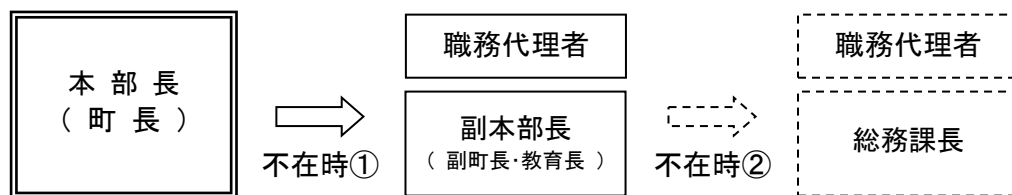
④ 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄の消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

第6 非常配備体制の活動要領

1 平常勤務時の伝達系統及び方法

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者を次のように定めておくものとする。



2 本部の活動開始及び終了

1) 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

2) 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散する。

3 非常配備体制下の活動

1) 第1 非常配備体制下の活動

第1 非常配備体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。

- ① 総務班長は、气象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受・伝達等を行う。
- ② 総務班長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。
- ③ 関係各班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。
- ④ 第1 非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減する。

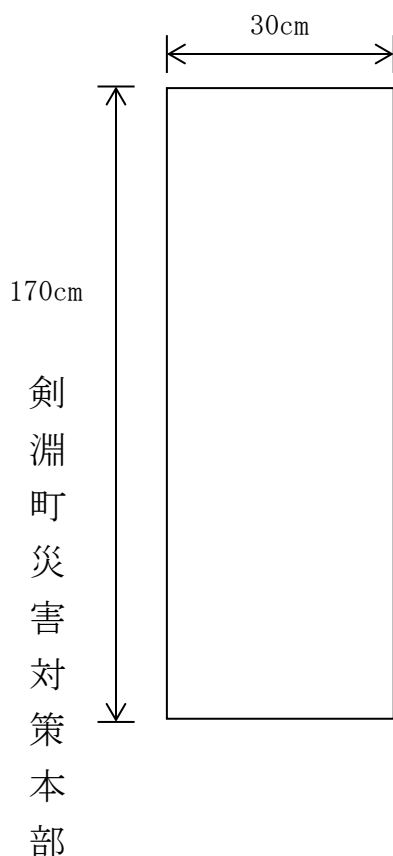
2) 第2 非常配備体制下の活動

第2 非常配備体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。

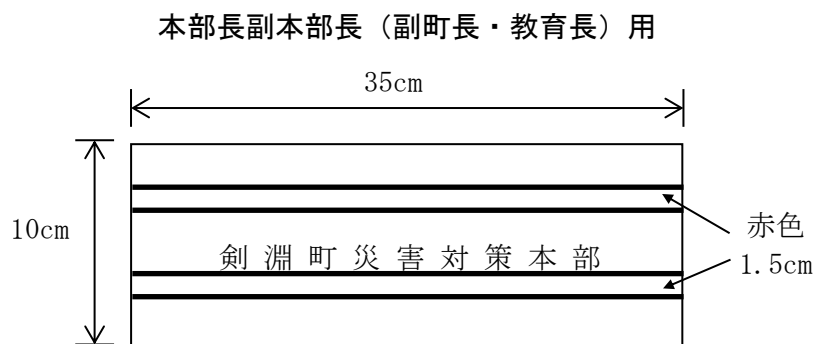
- ① 本部の機能を円滑に推進するため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。

- ② 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。
 - ③ 総務班長は、関係班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観的に情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。
 - ④ 各班長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告する。
 - ア 事態の重要性を部員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - イ 装備・物資・資機材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - ウ 関係班は災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。
- 3) 第3 非常配備体制下の活動
- 第3 非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告する。
- ① 本部連絡員
総務班長が必要と認めたときは、各部に本部連絡員を置く。
本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班に伝達する。
 - ② 本部情報収集責任者
災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。
本部情報収集責任者は、総務班職員のうちから総務班長が指名する者をもってあてる。
本部情報収集責任者は災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達にあたる。

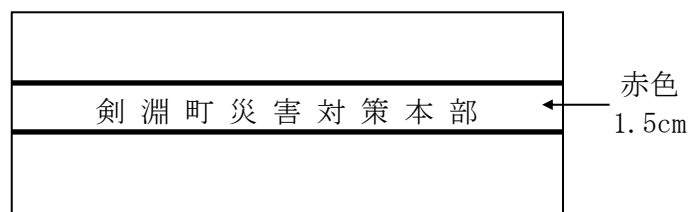
別図1 標 示 板



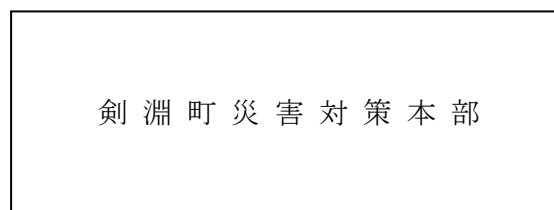
別図2 腕章（腕章の地は白、線は赤とする）



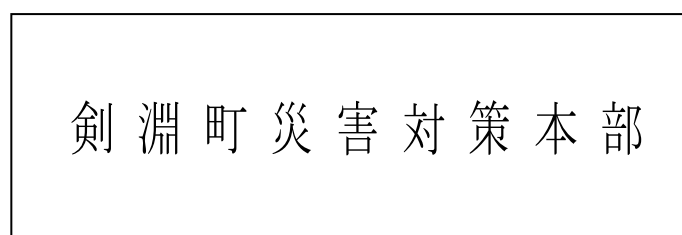
班 長 ・ 副 班 長 用



班 員 用



別図3 標識（マグネット式で車両のサイドの確認しやすい位置に表示する）



第2節 気象業務に関する計画

第1 注意報、警報並びに情報等の通報

気象等に関する注意報、警報並びに情報等の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の規定に基づき行うもので、注意報及び警報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次の定めによる。

1 注意報、警報並びに情報等の種類及び発表基準

1) 注意報発表基準(基準値はいずれも予想値)

発表官署		旭川地方气象台
担当区域		上川支庁・留萌支庁
細分区域		上川北部
注意報	強風(平均風速)	12m/s [旭川 16m/s]
	風雪(平均風速)	10m/s [旭川 14m/s] 雪による視程障害を伴う
	大雨	雨量基準 士別市:R1=30, R3=50 名寄市:R1=30, R3=50 和寒町:R1=30, R3=50 剣淵町:R1=30, R3=50 下川町:R1=30, R3=50 美深町:R1=30, R3=50 音威子府村:R1=30, R3=50 中川町:R1=30, R3=50
		土壌雨量指数基準 士別市:81 名寄市:79 和寒町:81 剣淵町:80 下川町:80 美深町:79 音威子府村:79 中川町:72
	洪水	雨量基準 —
		流域雨量指数基準 士別市:剣淵川流域=24、犬牛別川流域=19、温根別川流域=4 名寄市:ペンケニウブ川流域=8、風連別川流域=7 和寒町:剣淵川流域=8、辺乙部川流域=6 剣淵町:剣淵川流域=19、犬牛別川流域=15、パンケペオッペ川流域=6 下川町:サンル川流域=9、下川パンケ川流域=5、シカリベツ川流域=4 美深町:ウルベシ川流域=6 音威子府村:音威子府川流域=5
	大雪	30cm 現地の12時間降雪の深さ
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%
	濃霧(視程)	陸上200m
	霜(最低気温)	3℃
	なだれ	① 24時間降雪の深さ30cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
	低温	4月～6月、8月中旬～10月:(平均気温)平年より6℃以上低い 7月～8月上旬:(気温)14℃以下が12時間以上継続 11月～3月:(最低気温)平年より12℃以上低い
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
	融雪	60mm:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計

- (注)1 この基準値は、上川地方における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって重大な災害発生を予想する際の目安である。
- (注)2 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。
- (注)3 土壌雨量指数:降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- (注)4 流域雨量指数:降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

2) 警報発表基準・記録的短時間大雨情報基準値（基準値はいずれも予想値）

発表官署		旭川地方気象台	
担当区域		上川支庁・留萌支庁	
細分区域		上川北部	
警 報	暴風（平均風速）		16m/s[旭川 22m/s]
	暴風雪（平均風速）		16m/s[旭川 22m/s] 雪による視程障害を伴う
	大雨	雨量基準	士別市:R1=50 名寄市:R1=50 和寒町:R1=50 剣淵町:R1=50 下川町:R1=50 美深町:R1=50 音威子府村:R1=50 中川町:R1=50
		土壌雨量 指数基準	士別市:116 名寄市:113 和寒町:117 剣淵町:115 下川町:115 美深町:114 音威子府村:113 中川町:104
	洪水	雨量基準	士別市:R1=50 名寄市:R1=50 和寒町:R1=50 剣淵町:R1=50 下川町:R1=50 美深町:R1=50 音威子府村:R1=50 中川町:R1=50
		流域雨量 指数基準	士別市:剣淵川流域=34、犬牛別川流域=27、温根別川流域=6 名寄市:ペンケニウブ川流域=13、風連別川流域=11 和寒町:剣淵川流域=12、辺乙部川流域=10 剣淵町:剣淵川流域=34、犬牛別川流域=27、パンケペオッペ川流域=11 下川町:サンル川流域=14、下川パンケ川流域=8、シカリベツ川流域=6 美深町:ウルベシ川流域=9 音威子府村:音威子府川流域=7
			大 雪
	記録的短時間大雨 情報(1 時間雨量)		90mm

（注） 大雨警報発表中に、重大な土砂災害の発生が予想される場合には「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっています」といった説明を加えて「重要変更!」と明示した警報が発表される。

3) 火災気象通報基準

発表官署	支庁名	通報基準
旭 川	上 川	実効湿度 60 %以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で 13m/s 以上、が予想される場合。なお、平均風速が 13m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

2 注意報及び警報の伝達

気象情報は、次の注意報、警報並びに情報等伝達系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

- 旭川地方気象台から通報された予報（注意報を含む）、警報並びに情報又は上川支庁が発する対策通報を受けたときに、災害が発生すると予想される場合には、直ちに総務課長に連絡し指示を受け、「注意報、警報並びに情報等の伝達系統図」に基づき必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び町民に対し予警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

【 注意報、警報並びに情報等の伝達責任者一覧 】

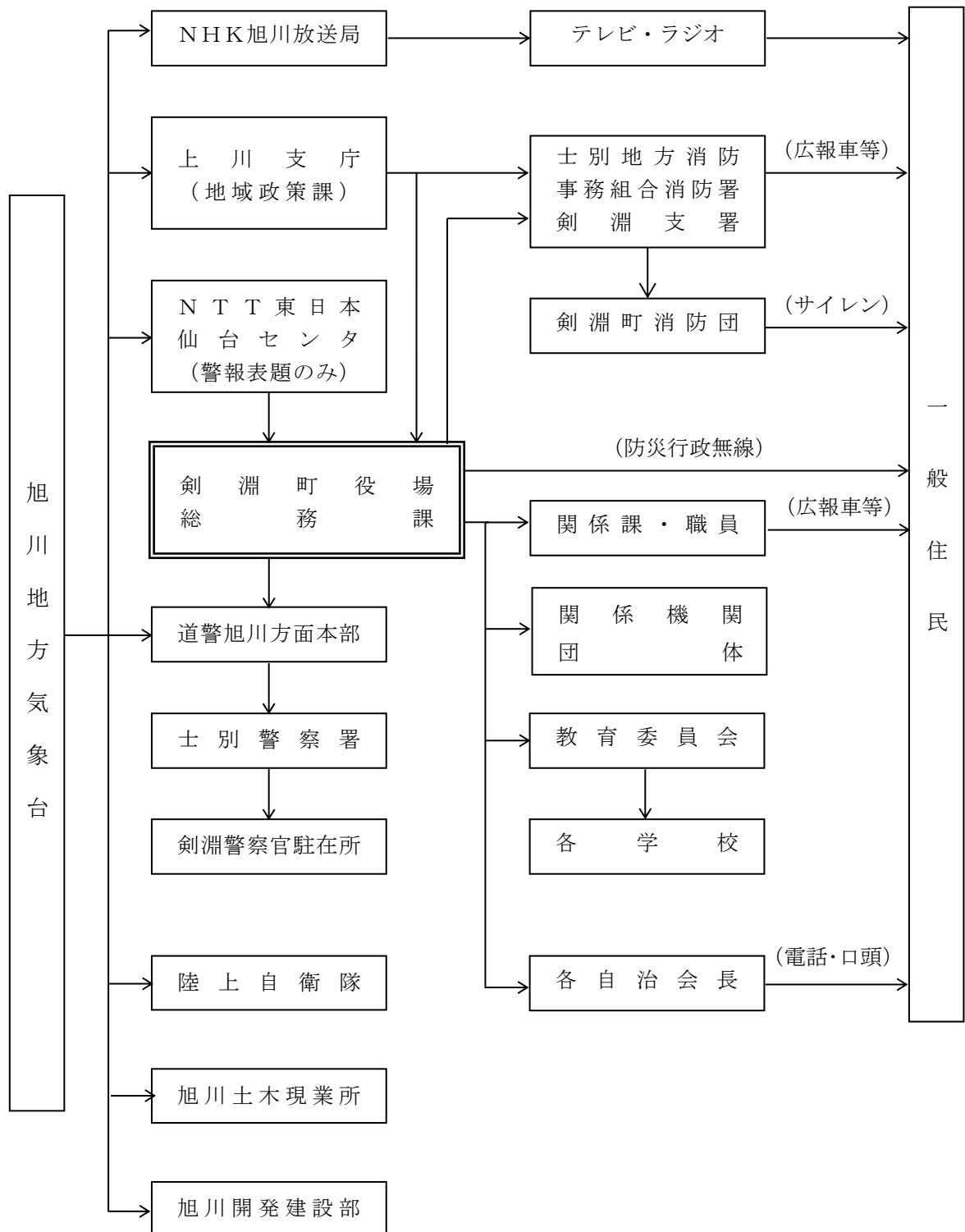
伝 達 先	伝 達 責 任 者	伝 達 方 法	備 考
庁 内	総 務 課 長	口 頭 ・ 庁 内 放 送	防 災 行 政 無 線 広 報 車
関 係 機 関	〃	電 話 ・ 口 頭 等	
消 防 剣 淵 支 署	〃	〃	
自 治 会 長	〃	〃	
各 学 校	教 育 課 長	〃	

- 注意報及び警報の通報は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は警備員が受理するものとする。

3) 夜間・休日等において警備員が注意報、警報並びに情報等を受けたときは、注意報、警報並びに情報等受理票（資料編：第3章－様式1参照）に記載するとともに、次に掲げる警報については総務課長に連絡し、当直明けの際、注意報、警報並びに情報等受理票を総務課長に提出するものとする。

- ① 気象警報 暴風、暴風雪、大雨、大雪
- ② 各種警報 浸水、洪水、水防
- ③ その他特に重要と認められる各種注意報

【 注意報、警報並びに情報等伝達系統図 】



3 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は次のとおりである。

1) 水防活動用予報及び警報等

区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要
気象予警報 気象業務法 第 14 条の 2 第 1 項 法第 10 条第 1 項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	剣淵川水位観測所	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 法第 10 条第 2 項 法第 1 条第 1 項 気象業務法 第 14 条の 2 第 2 項 第 14 条の 2 第 3 項	注意報・警報・情報	旭川開発建設部 旭川地方気象台 共 同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (法第 16 条)	待機・準備・出動・指示・解除	旭川開発建設部 北 海 道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

(注) 水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特別に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表されるものである。

従って、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用洪水注意報が発表されたこととなる。

2) 洪水予報（指定河川）発表基準

洪水の 危険 レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水 位 の 名 称	市・住民の行動等
レベル 5	はん濫発生情報 (洪水警報)	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル 4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル 3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	避難勧告等の発令を判断 住民は、避難を判断
レベル 2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位	避難準備情報（要援護者避難情報）発令を判断 住民は、はん濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

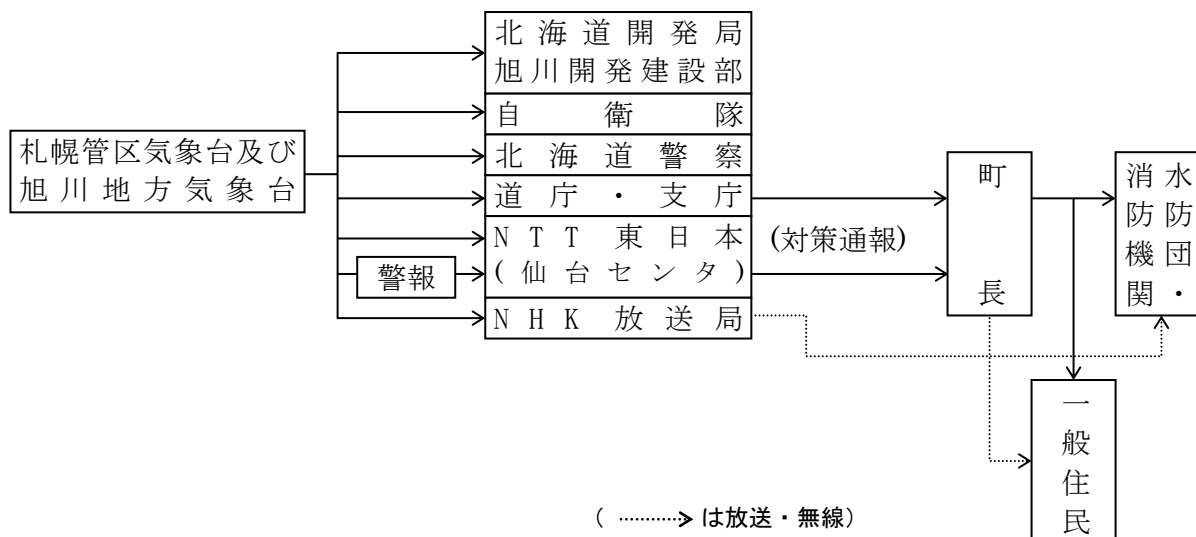
3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 規 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。 指定水位（通報水位）＝水防団待機水位
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	出動水防機関が出動する必要がある旨を警告するものとする。	はん濫注意情報（洪水注意報）等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位（水防法第 17 条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水・漏水・法崩・亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するものとする。	はん濫警戒情報（洪水警報）等により、又は既にはん濫注意水位（水防法第 17 条で規定される警戒水位）を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（水防法第 17 条で規定される警戒水位）以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であったとしても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

4 水防活動用気象注意報及び気象警報の伝達

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の伝達系統は次のとおりである。

1) 水防活動用予警報の伝達



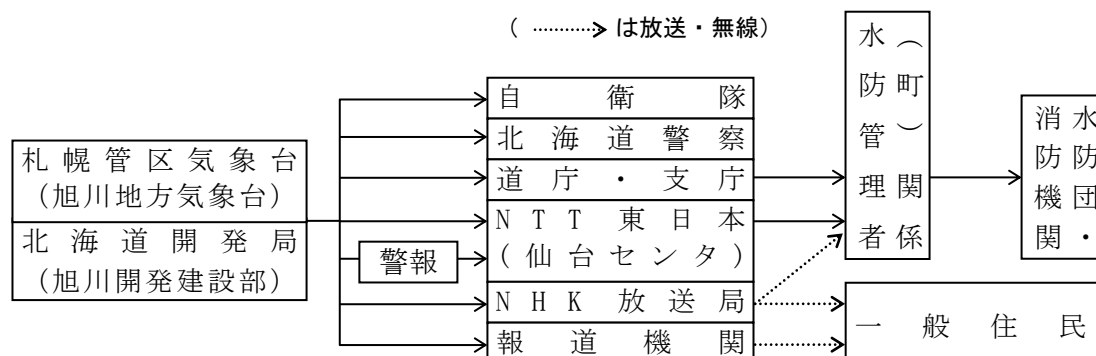
2) 洪水予報（指定河川）の伝達

① 指定河川及び担当（北海道開発局）

河 川 名	担 当
天塩川、名寄川	旭川地方気象台・旭川開発建設部

② 伝達系統

洪水予報（水防法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）



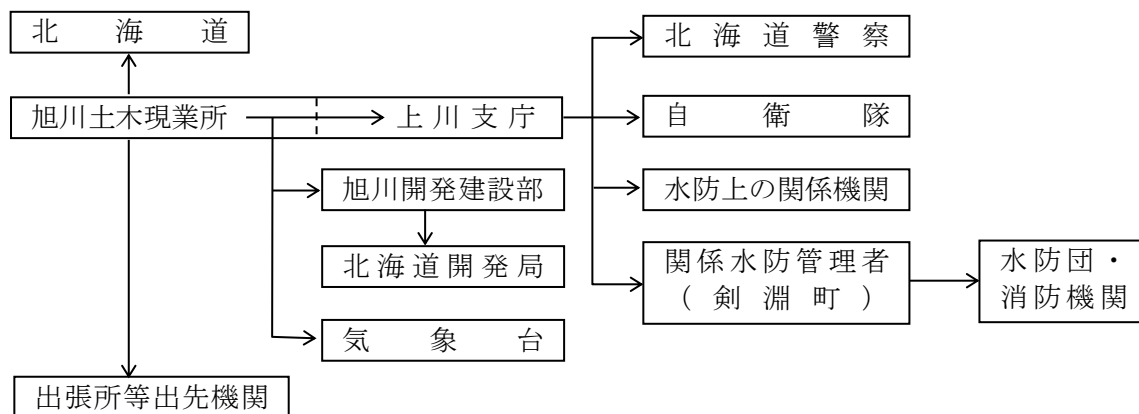
3) 水防警報の伝達（水防法第 16 条）

① 指定河川及び担当（旭川土木現業所）

	河 川 名	担 当
天塩川	剣淵川、犬牛別川	旭川土木現業所

② 伝達系統

ア 北海道が発表する場合



5 地震動の予報・警報

地震動予報及び警報については、気象庁における発表に当たっては今後とも「緊急地震速報」の名称を用いる。なお、予報および警報の主な内容は次のとおりである。

予警報の種類	内 容
地震動予報	地震動の予報で、最大震度 3 以上またはマグニチュード 3.5 以上等と推定されたときに、「緊急地震速報（予報）」の名称で発表される。
地震動警報	地震動に関する警報で、最大震度 5 弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して、「緊急地震速報（警報）」または「緊急地震速報」の名称で発表される。

6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、旭川土木現業所と旭川地方気象台が共同して発表する情報であり、町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としている。

土砂災害警戒情報は図形式の情報として発表され、警戒対象地域、警戒文と警戒対象地域や強雨域等を示した図から構成される。

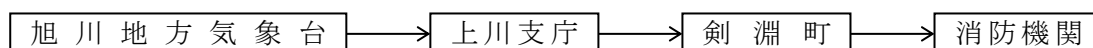
7 火災に関するもの

1) 火災気象通報

札幌管区気象台及び旭川地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第 22 条）の規定に基づき、旭川地方気象台から知事（上川支庁長）に通報するものとする。

通報を受けた知事（上川支庁長）は、町に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



2) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第 7 章 第 6 節 林野火災対策計画」により実施する。

第 2 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第 54 条第 1 項及び第 2 項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第 54 条第 3 項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報（基本法第 54 条第 4 項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地域
旭川地方気象台 旭川市宮前通東 4115 番 31	(0166) 32-6368 32-7102	上川、留萌支庁地域管内

第4章 予防計画

第4章 予防計画

災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者（指定地方行政機関・地方公共団体・指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

災害の発生が予想される地域については、次の「災害危険区域現地調査実施要領」に基づき総合的な調査を行い、その結果をもとに道、市町村及び防災関係機関は、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

「災害危険区域現地調査実施要領」（参考）

1 目的

地域災害対策連絡協議会（以下「支庁協議会」という。）は、この要領に基づき現地調査を通じ、災害危険区域の把握を行い災害を未然に防止することを目的とする。

2 調査の方法

支庁協議会は、市町村防災会議の協力を得て、別に定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

3 調査対象区域

（1）水防区域（資料編：第4章－別表1 水防区域参照）

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

（2）地すべり・がけ崩れ等危険区域（資料編：第4章－別表2 地すべり・がけ崩れ等危険区域参照）

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

（3）土石流危険区域（資料編：第4章－別表3 土石流危険区域参照）

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

4 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

- | | |
|---------------|--------------------|
| （1）危険区域の概況 | （3）法律等における指定状況との関連 |
| （2）予想される被害の規模 | （4）防災関係機関における整備計画 |

5 調査実施の時期

調査は、融雪出水期前・台風襲来期、その他異常な自然現象、大規模災害発生のおそれのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

6 調査結果の取扱い

- （1）支庁協議会は、現地調査完了後すみやかに道防災会議会長に報告するものとする。
- （2）市町村防災会議は、災害危険区域を市町村地域防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。
- （3）防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする

第 1 重要警戒区域及び整備計画

「災害危険区域現地調査実施要領」に基づく、災害の発生が予想される重要警戒区域は、資料編に掲載する次の別表 1 から 3 のとおりである。

資料編：第 4 章－別表 1 水防区域参照。

資料編：第 4 章－別表 2 地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）参照。

資料編：第 4 章－別表 3 土石流危険区域参照。

さらに、災害危険区域の位置図として資料編に別図 1 のとおり掲載する。

資料編：第 4 章－別図 1 災害危険図参照。

また、町内における危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧は、資料編に掲載する別表 4 のとおりである。

資料編：第 4 章－別表 4 危険物取扱所及び貯蔵所参照。

第 1 節 水害予防計画

第 1 河川・ため池等氾濫の防止対策

1 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

国・道及び町で管理している河川・ため池等の重要水防区域及び危険な箇所について、地域住民への周知に努める。

また、災害時における住民の円滑並びに迅速な避難を確保するため、河川が氾濫した場合、平常時より住民の地区ごとの避難場所等について周知徹底を図る。

河川の浚渫は、平常時において地元関係者の協力により随時実施し、排水能力の確保を図るとともに、警察署及び消防機関と協力して河川等の災害危険地域等に関する以下の状況の把握に努め、その結果を必要に応じて関係地域の住民に周知する。

- 1) 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険地域の把握
- 2) 避難路上の障害物等の把握
- 3) 指定避難所等の配慮状況及び安全性の把握
- 4) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

2 水防資機材の整備の推進

水防用備蓄資機材の拡充及び水防倉庫の整備を図る。

また、担当課長は、平素から備蓄防災資機材の点検、補充、整備に努め、異常気象等による災害の発生のおそれがある場合は、直ちに調達可能数量を調査、把握し、必要と認めるときは、資材等の現場配備を行う。

3 警戒体制の確立

豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

また、気象台の予報・警報が発せられたとき、又は異常気象等により必要と認めたときは、災害の未然防止に努めるため、担当課及び消防団等は必要に応じ危険区域等を巡視し、防災に必要な措置を講ずる。

第 2 水防計画

1 水防の責務

水防法に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

1) 剣淵町（水防管理者）の責務

町は、水防法第 3 条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

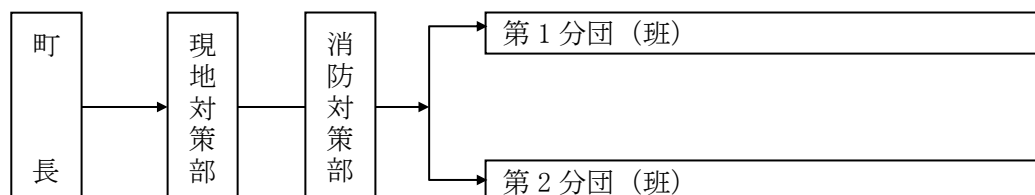
2) 北海道（上川支庁・旭川土木現業所士別出張所）の責務

- ① 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。
- ② 知事（上川支庁長）は、気象庁長官（旭川地方気象台長）が気象の状況により、洪水のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。

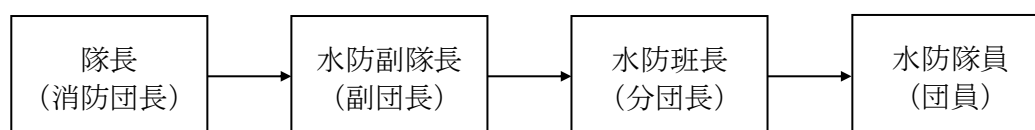
2 水防組織

「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は（現地対策部）で行うものとする。

- 1) 水災の場合は、災害対策本部よりも早い時点で活動が始められることが通常と予想されるので、本部組織の場合に準じて次のとおり組織するものとする。



- 2) 水防隊の編成



3 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ所轄するものとする。

4 水害危険区域

町の区域内の河川、ため池、低地帯等で、水防上特に重要な警戒区域は、「資料編：第4章 別表1 水防区域」のとおりである。

5 雨量、水位観測所

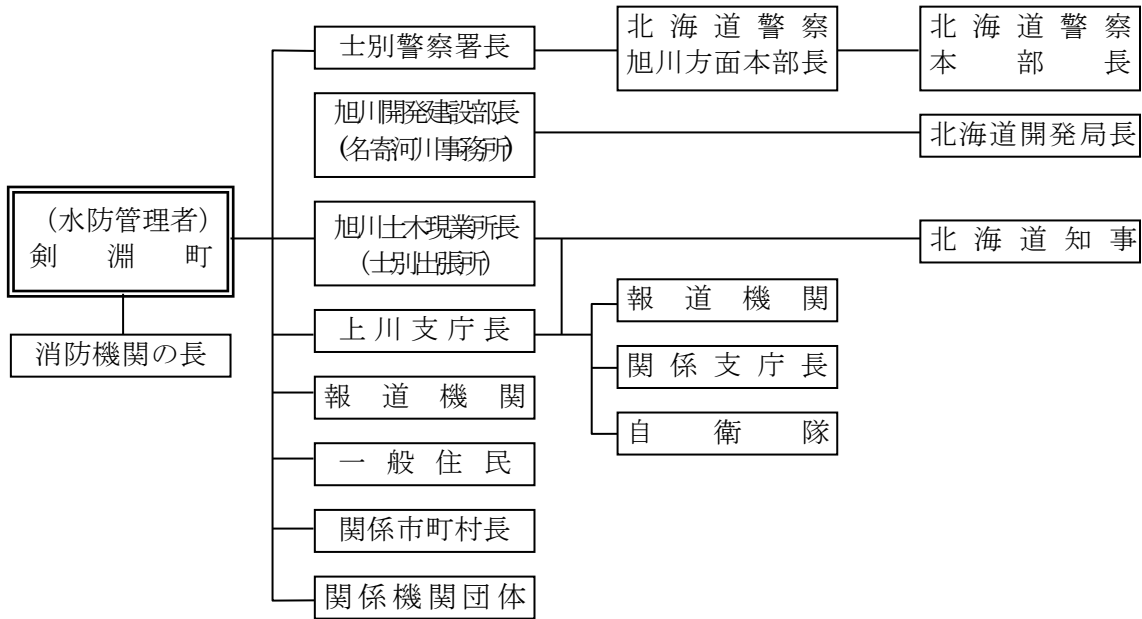
町の区域内に設置された雨量・水位観測所は次のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは観測機関または観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

観測所名	水系名（河川名）	所在地	管理者	自記 普通別
剣淵気象観測所 (マメダス)	—	剣淵町旭町	剣淵町	普通
剣淵(気象)	その他	剣淵町旭町	旭川气象台	テ
剣淵	剣淵川	剣淵町東町	旭川開発建設部	テ
剣淵橋	天塩川(剣淵川)	剣淵町元町 513 番地地先	北海道	テ
難波田橋	天塩川(犬牛別川)	剣淵町藤本町 1722 番地地先	北海道	テ

(注) テは水防テレメータ観測局設置場所

6 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者又は消防機関の長は、直ちに次の系統図により通報するものとする。



7 洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び避難勧告、指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン等によって行う。なお、水防活動に用いる水防信号は、次によるものとする。

方法 区分	警鐘信号	サイレン	摘 要
警戒信号	●休止 ●休止 ●休止	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—15秒 5秒—15秒 5秒—15秒	はん濫注意水位に達したことを知らせる信号。
出動 第1信号	●—●—●—●—●—●—●—●— ●—●—●—	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—6秒 5秒—6秒 5秒—6秒	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。
出動 第2信号	●—●—●—●— ●—●—●—●— ●—●—●—●—	●—休止 ●—休止 ●—休止 10秒—5秒 10秒—5秒 10秒—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。
危険信号 (避難・立ち退き)	乱打	●—休止 ●—休止 1分—5秒 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

- (備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること
2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない
3. 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車により周知すること
- 注) 消防機関の長は、町長（水防管理者）が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ通報を行うものとする。

8 重要水防施設（樋門、樋管）

町の重要水防施設（樋門、樋管）は、「資料編：第4章一別表5 重要水防施設（樋門、樋管）」のとおりである。

9 水防倉庫及び主要資機材の備蓄

町の水防倉庫及び主要資機材の備蓄状況は、「資料編：第4章一別表6 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧」のとおりである。

なお、町の備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ、調達するものとする。

10 非常監視及び警戒

現地対策部は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- 1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- 2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- 3) 上面の亀裂又は沈下
- 4) 堤防の水があふれる状況
- 5) 取・排水門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常
- 7) ため池等については、1) ～ 6) までのほか、次の事項について注意するものとする
 - ① 取入口の閉塞状況
 - ② 流域の山崩れの状態
 - ③ 流入水及び浮遊物の状況
 - ④ 余水及び放水路付近の状況
 - ⑤ 重ね池の場合の上部ため池の状況
 - ⑥ 樋管の漏水による亀裂及びがけ崩れ

11 非常配備体制

- 1) 町長は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとるものとする。
 - ① 町長は水防活動を必要とする場合は非常配備の体制をとるものとする
 - ② 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき
 - ③ 知事から指示があったとき

- 2) 非常配備の体制は、「第3章 第1節 第4-2 非常配備体制」による。

本部長は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、以上を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

12 警戒区域の設定

- 1) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職団員又は警察官により危険防止対策を行うものとする。

- 2) 前記に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

1 3 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速・的確に作業を実施するものとする。

その工法はおおむね次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1) 土俵の積み上げ | 4) 流木、堆積物等障害物の除去 |
| 2) 木流し、三基杵等による増破防止 | 5) 決壊部をビニールシート等で覆う |
| 3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設 | |

1 4 水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを住民に周知するものとする。

1 5 水防報告

1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川支庁長に報告するものとする。

- ① 消防機関を出動させるとき
- ② 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- ③ その他報告が必要と認める事態が発生したとき

2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する第4章一様式1※の規定による水防活動実施報告を翌月5日までに上川支庁長に2部提出するものとする。

※ 資料編：第4章一様式1 水防活動実施報告書参照。

1 6 その他

この節に定めるもののほか、水防法に基づく水防計画について必要な事項は、別に定める剣淵町水防計画によることとする。

第2節 風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するため、次のとおり予防対策を実施する。

第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。（家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法）
 - 1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - 2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
 - 3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - 4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第3節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3) 災害警戒区域等の警戒体制を擁立すること。
- 4) 積雪における消防体制を確立すること。
- 5) 雪害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6) 雪害発生時における避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ① 食糧の供給対策
 - ② 医療助産対策
 - ③ 応急教育対策
- 8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9) 雪捨て場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

第2 町及び防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

1) 札幌管区気象台（旭川地方気象台）

札幌管区気象台（旭川地方気象台）は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係りのある注意報、警報等を北海道雪害対策連絡部（以下「連絡部」という。）に通報する。また、旭川地方気象台及びその他の観測所で観測した積雪について、12月20日から翌年4月10日までの期間中、おおむね10日ごとに積雪速報を発表する。

2) 北海道開発局（旭川開発建設部）

北海道開発局（旭川開発建設部）は、事務所で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

4) 北海道（旭川土木現業所）

北海道（旭川土木現業所）は出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食糧の確保

1) 剣淵町が管理する道路

町が管理する道路で冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は下記のとおりである。

種 類	除 雪 目 標
第 1 種	市街地連担地区及び公共施設に通じる路線並びに生産物出荷、搬出する路線を主としており、路面の積雪状態を常に巡視し、道路交通に支障あるときは直ちに出勤し昼間交通を確保する。
第 2 種	集落を結ぶ路線を主とし、1 種に準じ積雪状態を巡視し、1 種路線の終了後引き続き作業を行う。
第 3 種	第 1・2 種路線以外の路線を主とし、初期の降雪時及び降雪が比較的少ないときは 2 種と同じく開通させる。ただし、連続降雪の場合は一時中止をする。
第 4 種	第 1・2・3 種路線以外の末端路線で高速車による除雪のできない区間は低速車で除雪を行う。
その他の路線	降雪日が比較的少なく、気象予報等から判断して除雪事態の発生がないものと推測されるとき、作業後の措置、除雪機械運行の能力等を十分考慮の上実施する。ただし、その場合でも除雪車等が安全運行できる路線に限定される。

① 除雪指定計画路線

除雪指定計画路線は、年度毎の除雪計画により実施するものとする。

② 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく、交通が途絶している地区において、急患又は食糧の補給困難な事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

2) 北海道開発局（旭川開発建設部）

北海道開発局（旭川開発建設部）が管理する道路で冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は下記のとおりである。

種 類	除 雪 目 標
第 1 種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第 2 種	2 車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第 3 種	1 車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

3) 北海道（旭川土木現業所）

北海道（旭川土木現業所）が管理する道路で冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は、下記のとおりである。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台/日以上	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。異常降雪時には、極力 2 車線確保を図る。
第 2 種	300～1,000 台/日以上	2 車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力 1 車線以上の確保を図る。
第 3 種	300 台/日以下	2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1 車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

4) 北海道警察（士別警察署）

北海道警察（士別警察署）は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行禁止及び制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障をきたさないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時には、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点をおくものとする。

6) 株式会社 N T T 東日本ー北海道（旭川支店）

株式会社 N T T 東日本ー北海道（旭川支店）は、雪害により電気通信に支障をきたさないよう必要な措置を講ずるものとする。

7) 北海道電力株式会社（名寄営業所）

北海道電力株式会社（名寄営業所）は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障をきたさないよう努めるものとする。

8) 北海道農政事務所（地域第 10 課）

北海道農政事務所（地域第 10 課）は、主要食糧の確保等について、関係事業者等に対し指導を行うものとする。

9) 北海道運輸局（旭川運輸支局）

北海道運輸局（旭川運輸支局）は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

第4節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3) 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5) 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 町及び防災関係機関の予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- 1) 町は、融雪期においては札幌管区气象台（旭川气象台）と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。
- 2) 札幌管区气象台（旭川地方气象台）は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する注意報、警報並びに情報等を北海道融雪災害連絡部（以下「連絡部」という。）及び関係機関に通報するものとする。
- 3) 北海道開発局（旭川開発建設部）、北海道（旭川土木現業所）及び北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時旭川地方气象台に通報するものとする。
- 4) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- 1) 町は、「第4章 第1 重要警戒区域及び整備計画」に定める重要水防警戒区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。
 - ① 町及び消防機関は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
 - ② 町及び河川管理者は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。また、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による

災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

- ③ 町及び河川管理者は、被災地における避難経路及び避難場所を住民に十分周知させるとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。
- 2) 北海道開発局（旭川開発建設部）及び北海道（旭川土木現業所）は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資機材及び通信器材の整備点検を行うものとする。
- 3) 貯水池等水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等予防対策

- 1) 道路管理者は、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、積極的に広報活動を行うほか、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。
- 2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警備、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。
- 3) がけ等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生予想箇所のパトロールを強化するものとする。

4 交通の確保

- 1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。
- 2) 道路管理者は、積雪、拾雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

株式会社N T T東日本一北海道（旭川支店）及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障をきたさないよう十分配慮するものとする。

6 水防思想の普及徹底・広報活動

- 1) 町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。
- 2) 日本放送協会及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し一般住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第3 応急対策

防災関係機関の措置は、融雪、出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとし、必要に応じ町民の避難等の応急対策を講ずるものとする。

- 1) 北海道（上川支庁）は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- 2) 北海道警察（士別警察署）は、融雪、なだれ、がけ崩れ及び地すべり等の災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで町長の指示ができないと認めるとき、又は町長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、次の定めによる。

第1 現況

「第4章 第1 重要警戒区域及び整備計画」の定めによる。

第2 予防対策

町は、道との連携のもと、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進するべく、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- 1 土砂災害警戒区域等の指定地域について、防災計画に基づいて警戒区域における円滑な警戒避難が行われるための事項を整備する。
- 2 土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等について、防災計画に定め、町民の安全を確保するものとする。

第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりやがけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため被害を軽減する活動は、本計画の定めによる。

1 地すべり・急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

町及び防災関係機関は、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに町民に周知し、避難を呼びかける。さらに、町民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。

2 土石流予防計画

町及び防災関係機関は、土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。また、土石流危険溪流の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに町民に周知し、避難を呼びかけるとともに、町民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

第4 土砂災害警戒情報の伝達

警戒情報及び避難勧告、指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン等によって行う。なお、水防活動に用いる水防信号は、「第4章 第1節 水害予防計画」によるものとする。

第6節 建築物災害予防計画

第1 まちの不燃化の推進

1 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止を図る。

2 老朽木造建築物等密集市街地等の不燃化の推進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあるため、こうした地域については住宅用自動火災警報器の設置を促進し、住宅火災の早期発見・消火により、被害の拡大を防ぐとともに建築物の不燃化を推進する。

また、空き地や駐車場となっている敷地に新たに建物を造る場合には、防火性能の高い建物とし、延焼を防ぐための防火帯としての機能を十分に持たせる必要がある。

3 消火活動困難地域の解消

道路・空き地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

4 延焼遮断地帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空き地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

5 消防水利・防火水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、市街地等の火災に対応できるように、各年度の整備計画に基づき整備する。

6 その他の災害防止事業

火災時に効果的な消防活動が可能となるよう、消防活動路の確保について検討する。また、公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第2 公共建造物の安全化

庁舎、消防、警察、学校、会館等の施設は、風水害等の災害時においては応急対策活動の拠点となることに加え、一部避難所としての利用も想定できるため、これら施設の安全化及び施設機能の確保を図る。

また、庁舎や診療所等の施設は、大雨、台風等に伴う浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えてバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

第3 一般建築物の安全化等

1 住民への意識啓発

町は、住民に対して次の意識啓発を行う。

1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認等を通じ、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

2) 危険地域における住宅等の安全性確保のための啓発

がけ崩れや浸水その他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全な措置の啓発に努める。また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象にならない住宅に対して、移転促進のために助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

2 特殊建築物等の安全化

1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認等を通じ、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

2) 特殊建築物の定期報告

1) の特殊建築物については、所有者又は管理者が建築士等に定期的にその敷地、構造及び設備の状況について調査・検査をさせ、その結果を定期報告し、安全確保を図る。

3) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

1) の特殊建築物については、「建築物防災週間」において、消防等の協力を得て防火点検を実施するとともに、年間を通じてパトロールを実施し、建築基準法及び防火基準適合表示制度に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に対して積極的な指導を実施し、防災対策を推進していく。

第4 ライフライン施設の安全化

1 電力施設（北海道電力株式会社）

電力施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があるため、情報連絡体制の整備、災害応急対策要員の確保、必要な資機材の備蓄、調達体制等の整備を要請する。

また、災害復旧の迅速化を図り、電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本とし、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

2 LPガス事業者

LPガス事業者は、以下のとおり、災害予防のため、LPガス施設について安全性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進する。

1) 新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

① LPガス設備全般について、安全性が確保できるよう整備を進める。

② 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

2) 風水害等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して特に高齢者には、わかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

① 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する。

② 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があった時は販売事業者の点検を受けるよう指導する。

- ③ 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

3 水道施設

水道施設の災害時における被害を最小限にとどめ、災害時の飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、水源の多系統化、水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能の強化に努める。

4 通信施設（N T T東日本一北海道旭川支店）

通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となり、また、住民に混乱を起こすおそれがあるため、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備等を指導する。

第5 交通施設の安全化

1 道路施設

道路や橋は、ライフラインとして多様な機能を果たすとともに、災害発生時には避難、救護、消防活動等に重要な役割を担い、また、火災の延焼を防止する等、被害の軽減のための重要な柱である。また、農道及び林道は、地域の生活道路としても使用されており、豪雨等により山腹崩壊、土砂崩壊、落石等の被害も予想されるため、防止施設の設置を検討する。

第6 文化財の災害予防

町内の貴重な文化財を災害から保護するため、道・町指定等の文化財及びそれらを収容する管理施設について、町及び所有者等は文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の整備の推進を図る。

1 防火設備の整備

- 1) 消火設備の整備：消火器、消火用水槽等
- 2) 警報設備の拡充：自動火災報知設備、漏電火災警報器等
- 3) その他設備の拡充：消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進等

2 予防対策指導の推進

- 1) 防火管理体制
- 2) 国、道への災害通報体制
- 3) 災害の起こりやすい箇所の点検、確認、組織等の確立
- 4) 自衛消防組織の確立
- 5) その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等

3 防火思想の普及啓発

広報誌や講演会に、関係者の協力を得て防火思想の普及啓発を図る。また、防火訓練等を通じて文化財建造物の防火について広く住民の意識の高揚を図る。

第7節 消防計画

第1 消防体制の整備

1 剣淵町消防計画の充実

町は、消防の任務を遂行するため、防災計画の内容を踏まえ、士別地方消防事務組合消防署剣淵支署により、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

2 火災防御対策

町の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防の業務計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

3 消防の対応力の強化

町は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域化基本計画を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図る。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び町において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や、「第5章 第29節 広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、北海道及び国へ応援を要請するものとする。

第5 士別地方消防事務組合消防計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防し、警戒及び制圧して、住民の生命、身体並びに財産を保護するとともに被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

1 消防組織

消防組織の状況については、「資料編：第4章―別表7 消防組織」のとおりである。

2 消防施設整備状況

消防施設整備状況については、「資料編：第4章―別表8 消防施設整備状況」のとおりである。

3 火災予防計画

地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護し、もって社会公共福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し、火災予防対策の強化を図ることを定める。

- 1) 火災予防指導
- 2) 火災予防査察
- 3) 広報活動・諸行事による防火思想の普及
 - ① 火災予防運動の実施
 - ② 報道機関との連携
 - ③ 印刷物の配布
 - ④ 広報車による巡回広報

4 警 防

地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護し、もって社会公共福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し、火災予防対策の強化を図ることを定める。

1) 火災警報発令及び伝達

町長は、消防法第 22 条の規定に基づき、旭川地方気象台が火災気象通報の発表を行った場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

剣淵支署長は、その状況を消防長を経由して士別地方消防事務組合管理者に報告し、承認を受けて、火災警報を発令しなければならない。

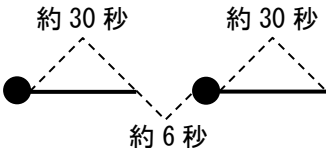
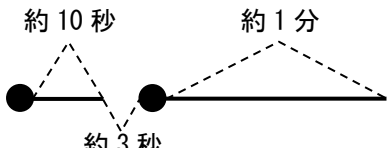
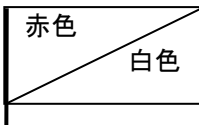
① 火災警報の発令基準

ア 実効湿度が 67%以下、最少湿度が 35%以下に下がり、最大風速が 8m/s を超える見込みのとき。

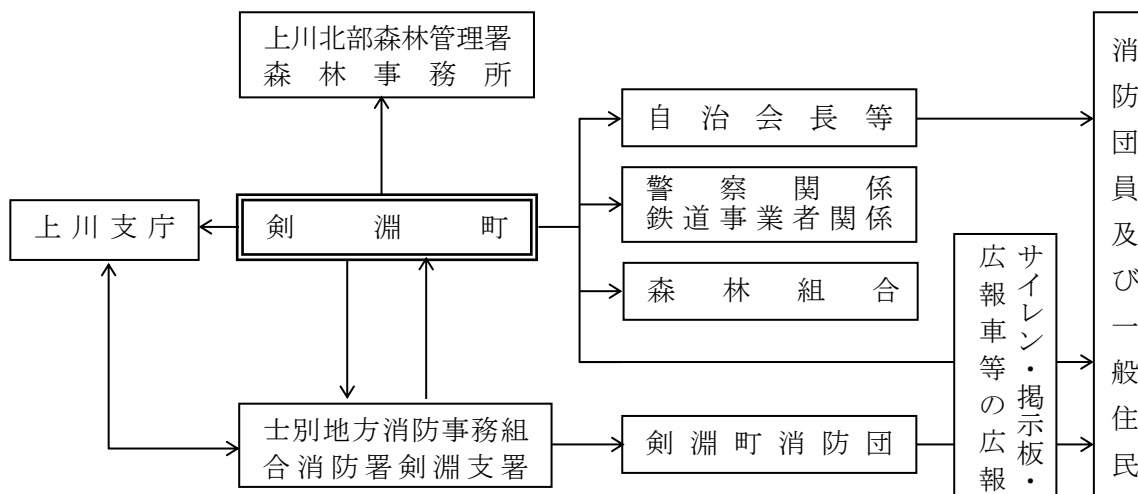
イ 平均風速 10m/s 以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

ウ 気象上特殊な警報が発令され、現にその状況が火災予防上必要と認めたとき。

② 火災警報発令信号及び解除信号

	火災警報発令	火災警報解除
サイレン		
掲示板	「火災警報発令中」赤地白文字	掲示板の撤去
吹流し		吹流しの降下
旗		旗の降下

③ 火災警報の伝達系統



2) 招集及び出動

① 消防職員及び消防団員の招集

消防職員及び消防団員の招集は、火災の規模、気象状況により、おおむね次の区分により招集する。

ア 招集要領

サイレンの吹鳴又は電話等により招集する。

イ 火災警報発令時

消防職員及び消防団員の一部を招集する。

ウ 通常火災

a 火災信号、その他の方法で火災を認知した消防職員、団員は速やかに署及び団に急行し、上司の指示により行動する。

b 応援出動の場合は、必要に応じ職員、団員を招集する。

エ 非常災害等

火災信号、その他の方法で災害を認知した消防職員、団員は速やかに災害現場又は署及び詰所に急行する。

② 出動区分

火災出動は、第1出動、第2出動及び第3出動とする。

ア 第1種出動

火災を覚知したとき、当務職員と非番職員及び分団が出動する。

イ 第2種出動

当務職員及び非番職員と所轄区域消防団又は分団が出動する。

ウ 第3種出動

火災の拡大が予想され、消防隊の増強が必要と認めたとき組合管内の署所及び消防団が出動する。

③ 応援出動

応援協定市町村より応援の要請があるとき、又は近接市町村の火災を発見、又は察知したときとする。

5 教育訓練計画

- | | |
|-----------|-----------|
| 1) 学校教育 | 5) 救急訓練 |
| 2) 一般教育 | 6) 救助訓練 |
| 3) 訓練 | 7) 水災防御訓練 |
| 4) 火災防御訓練 | |

6 相互応援体制

不測の大規模災害に対処するため、消防組織法第 21 条の規定に基づき北海道内の市、町及び消防の一部事務組合により相互の応援体制の確立を図る。

(北海道広域消防相互応援協定、平成 3 年 4 月 1 日施行)

7 その他

この節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、士別地方消防事務組合消防計画によることとする。

第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時において、住民の生活を確保するため、食糧、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

第1 食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

1) 対象者及び品目

① 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水等であって炊飯のできない者

ウ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者で、食糧品の持ち合せがなく調達ができない者

エ 被災地において救助、応急復旧作業等に従事する者で、給食を要する者

オ 特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者に配慮するとともに、その他町長が必要と認めた者

② 品目

備蓄は、乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、災害時要援護者にあたる乳幼児には乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等、調理不要で保存期間の長い品目とする。

2) 食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、災害時の被害を想定した必要数量等を把握の上、食糧の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項等について、食糧の備蓄並びに調達計画の作成に努める。

2 食糧及び給食用資機材の確保・備蓄

1) 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有事業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における避難者及び災害救助従事者を対象とする食糧及び給食用資機材の備蓄を行う。

また、住民に対し2～3日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう、防災週間や防災関連行事等を通じて啓発を図る。

2) 町は、事業所在勤者のための食糧の備蓄体制の整備を事業者へ要請するとともに、休日における住民への備蓄食糧の供与について要請する。

3 食糧及び給食用資機材の調達体制の整備

食糧及び給食用資機材の備蓄・調達計画に基づき、生産者・販売業者並びに近隣市町村、道の協力を得て食糧等の調達を行う。

4 食糧及び給食用資機材の輸送体制の整備

食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

第2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

1) 対象者及び品目

① 対象者

被災者（避難者）及び災害救助従事者とし、特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者に配慮する。

② 品目

被災者及び災害従事者のための飲料水及び給水用資機材を確保する。

2) 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、災害時の被害を想定した必要数量等を把握の上、飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに災害時における調達先、輸送方法その他必要事項等について調達計画の作成に努める。

2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達

町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の備蓄（整備）に努める。

1) 発災時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、町及び各家庭・事業所は、平常時から飲料水の備蓄に努める。

2) 迅速な応急給水を行うために必要な飲料水及び給水用資器材（ポリ容器、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資機材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力が得られるように努める。

第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

1) 対象者及び品目

① 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品が喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

また、特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者に配慮する。

② 品目

ア 寝具	イ 衣服	ウ はだ着	エ 身回り品
オ 炊事用具	カ 食器	キ 日用品	ク 光熱材料
ケ 簡易トイレ	コ 情報機器	サ 災害時要援護者向け用品	
シ 紙おむつ	ス 女性用衛生用品		

③ 民間事業者等への協力の要請

町は、事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

2) 生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、災害時の被害を想定した必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について調達計画の作成に努める。

2 生活必需品の備蓄

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。また、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて町長が定めることとする。

3 生活必需品等の調達体制の整備

生活必需品等の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

4 生活必需品の輸送体制の整備

生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者との協定の締結に努める。

第4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

1) 対象者及び品目

① 対象者

災害時に道及び町が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に避難所及び避難場所において一時的に収容・保護した避難者（被災者）とする。

② 品目

ア ヘルメット、安全靴、中敷き、安全手袋

イ バール、ジャッキ、のこぎり

ウ 発電機、投光器

エ ハンドマイク

オ 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）

カ テント、防水シート

キ 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池

ク 仮設トイレ（簡易トイレ）

ケ 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材

③ 民間事業者等への協力の要請

事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

2) 災害救助用物資・資機材の備蓄計画の作成

町は、災害時の被害想定及び各避難所及び避難場所の収容人員の計画に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法並びにその他必要事項等について、災害救助用物資・資機材備蓄及び調達計画の作成に努める。

2 災害救助用物資・資機材の備蓄

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄を行う。

3 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄物資の抛出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておくほか、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者との協定の締結に努める。

第5 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

1) 対象者及び品目

① 対象者

災害時に道及び町が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に避難所及び避難場所において一時的に収容・保護した被災者（避難者）とする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者に配慮する。

② 品目

災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とし、災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資器材から順次備蓄に努める。

2 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

被害想定に基づく人的被害の数量及び医療関係機関における現在のストックの状況を把握の上、町が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、その他必要事項等の備蓄計画を策定しておくものとする。

1) 発災時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

2) 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材

3 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

町は、医療用資器材の集積所、救護所、避難所等における輸送体制について担当課と協議しておくほか、輸送業者と協定の締結に努める。また、医薬品等の備蓄にあたっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行う。

第9節 避難体制整備計画

第1 避難誘導体制の構築

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう次の誘導体制の整備に努めるものとする。

- 1) 町は、大規模火災、地震等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 3) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- 4) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 5) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2 避難場所の確保等

町は、災害の切迫した災害から命を守るための避難場所をあらかじめ設置しなければならない。

- 1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令第20条の3及び第20条の4の規定による異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- 2) 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係

者と調整を図る。

- 3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでの間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町は避難所を整備する。

- 1) 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - ① 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - ② 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ③ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4) 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - ① 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - ② 町は、一般の避難所では、生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - ③ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定

避難所の指定を取り消すものとする。

- 7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第4 町における避難計画の策定等

住民を安全な場所へ迅速かつ確実に避難させることにより、被害を未然に防止することを図る。

1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定

町長は、適時・適切に避難指示、避難勧告及び避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）に基づき、伝達内容、方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3) 町の避難計画

町の避難計画は、主に次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成をつうじて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

① 避難指示・避難勧告・避難準備情報を発令する基準及び伝達方法

② 避難所及び避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

③ 避難所及び避難場所への経路及び誘導方法（観光客対策を含む）

④ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

⑤ 避難所の開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア 給水、給食措置

イ 毛布・寝具等の支給

ウ 住民の避難状況の把握

エ 衣料、日用必需品の支給

オ 負傷者に対する応急救護

⑥ 避難場所・避難所の管理に関する事項

ア 避難中の秩序保持

イ 住民の避難状況の把握

ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

エ 避難住民に対する各種相談業務

⑦ 避難に関する広報

- ア 防災行政無線による周知
- イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- ウ 避難誘導者による現地広報
- エ 住民組織を通じた広報

第5 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主な次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ① 避難の場所（避難場所・避難所）
 - ② 経路
 - ③ 移送の方法
 - ④ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - ⑤ 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - ⑥ 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 1) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが予想される。

そのため、避難所等における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳など、避難状況を把握するためのシステムを整備に努めることとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局、道と、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第 10 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第 1 安全対策

1 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成及び定期的に更新を行うものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、剣淵町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、剣淵町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握に努める。

3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

名簿対象者範囲と名簿記載内容は以下とおりとする。

① 名簿対象者範囲

名簿の対象者範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

ア 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳の所持者（１級及び２級の者に限る。）

ウ 療育手帳Ａの所持者

エ 精神障害者保健福祉手帳の所持者（１級及び２級の者に限る。）

オ 上記以外で町長が支援の必要を認めた者

② 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 世帯主氏名

イ 氏名

ウ 生年月日

エ 性別

オ 住所又は居所

カ 電話番号その他の連絡先

キ 避難支援等を必要とする事由

ク 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

また、町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、消防団、警察、自治会及び避難所の管理責任者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し名簿情報を提供する。提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援を実施するものとする。

なお、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務をつうじて避難行動要支援者の情報を収集し、毎年更新を行う。

4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

- ① 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ③ 施錠可能な場所へ名簿の保管を行うように指導すること
- ④ 名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- ⑤ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で取り扱う者を限定するよう指導すること
- ⑥ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること

5) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、以下の機関及び団体とする。

- ① 士別地方消防事務組合剣淵町消防団
- ② 北海道警察旭川方面本部士別警察署
- ③ 剣淵町民生委員児童委員
- ④ 剣淵町社会福祉協議会
- ⑤ 避難行動支援者が居住する地域の自治会であって、かつ避難支援等を実施し、名簿を適正に管理できると認められる自治会
- ⑥ その他、避難支援等の実施において町長が必要と認める者

6) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

7) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

8) 避難準備情報等の発令・伝達

避難勧告・指示等に基づく避難に先行して避難準備等を提供する際には、要配慮者・支援者に対して、着実に避難準備情報を含む災害に関する情報を伝達するとともに、時間的余裕をもって避難するための立ち退きを行うことができるよう要配慮者に自主的に避難行動の開始を促すものとする。

9) 福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

1) 防災設備等の整備

社会福祉施設、医療施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる要配慮者であるため、その管理者は災害に対する安全性を高めることが重要である。

また管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて施設入所が最低限度の生活維持に必要な食糧・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2) 組織体制の整備

社会福祉施設、医療施設等の管理者に対し、災害発生時における施設利用者の安全確保に係る組織体制の整備を指導するとともに、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、医療施設等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

3) 防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院・診療所等の立地を考慮し、避難場所等及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、社会福祉施設、医療施設等の管理者等に対し、災害発生時における施設利用者の安全確保のための施設・設備等の安全性の向上及び緊急受入れ体制の整備に努めるよう指導、支援する。

4) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

5) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 外国人の対策

言葉、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者と位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

また、地域で生活する外国人には、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等

について十分に説明等を行うとともに、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

- 1) 多言語による避難路、避難場所等への標識を推進する。
- 2) 災害時の通訳の確保等、外国人への支援体制、救急体制の整備に努める。
- 3) 防災知識の普及活動を推進する。

第11節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害を最小限におさえるためには、防災関係機関の活動とともに地域住民及び事業所等による自主的な防災活動が極めて重要である。「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置・育成を推進する計画は次の定めによる。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、自治会等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、災害時要援護者の避難誘導等が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

第2 事業所等の防災組織の整備

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所で、自衛消防組織設置が法令の規定により義務付けられているところについては、制度の趣旨を徹底するとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所等においては、自主的な防災組織を設置するなどして積極的な防災体制の整備・強化に努めるものとする。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要であり、また、地域の実情に応じて以下の点に留意するものとする。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、自治会単位など連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
- 2 他地域への通勤者の多い地域では、昼夜間の活動に支障のないような編成とする。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃からの備えや、災害時の的確な行動が重要であり、自治会等の会合などを利用して防災に関する正しい知識の普及を図るものとする。

2) 防災訓練の実施

災害発生時において、町民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得するものとする。

個別訓練として、情報収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練等を地域の実情に応じて実施するものとする。また、一定の区域内の図面を活用して、想定される災害に対する地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を検討し実践するため、町と連携して地元住民の立場に立った図上訓練の実施に努めるものとする。

3) 防災点検の実施

災害発生時において、被害拡大の原因となるものが家庭内や町の区域内に多くあると考えられるので、町民自らが自主的な点検を実施するほか、自主防災組織としても期日を定めて一斉に防災点検を実施するものとする。

4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、その活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかに応急措置をとることが出来るよう日頃から点検を行うものとする。

2 非常時及び災害時の活動

1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時に発生した被害状況を迅速かつ正確に把握して町に報告するとともに、防災関係機関による情報を町民に伝達して不安を解消し、的確な応急活動を行うものとする。このため、あらかじめ以下の事項を定めておくものとする。

① 連絡をとるべき防災関係機関名

② 防災関係機関との連絡手段

③ 防災関係機関の情報を町民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、町の区域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に努めるものとする。

2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末などの出火防止措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消火器などにより初期消火に努めるものとする。

3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町へ通報するとともに、二次災害発生に十分注意しながら救出活動に努めるものとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を行うとともに、状況により医療機関・救護所へ搬送するものとする。

4) 避難の実施

町長等から避難準備情報や避難勧告、避難指示が出された場合には、町民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導するものとする。

なお、災害時要援護者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。

5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、町の活動と連携した自主防災組織による積極的な協力を行うものとする。

第12節 積雪・寒冷対策計画

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

1) 除雪体制の強化

- ① 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化する。
- ② 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- ① 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
- ② 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

1) 緊急時ヘリポートの確保

道及び町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

本町におけるヘリコプター着陸可能地については、「第5章 第27節 ヘリコプター活用計画」参照。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

道及び町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

道、町及び防災関係機関は、積雪期における避難場所等、避難路の確保に努める。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第 5 章 災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害情報通信計画

第1 平時の情報交換

防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するためのシステム構築に努める。

インターネットによる情報収集として、「川の防災情報」（国土交通省所管）の活用を図るものとする。

第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換する。

1 町の災害情報等収集及び連絡

- 1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川支庁長に報告するものとする。
- 2) 町長は、予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等及び災害情報等報告取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者に総務課長、その代理者には総務課長補佐をあてるものとする。
- 3) 地区情報連絡責任者（各自治会長等）は、地域内の住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに町役場又はその他の関係機関に通報するものとする。

2 災害時の内容及び通報の時期

- 1) 災害対策本部設置
 - ① 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。
 - ② 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。
- 2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により上川支庁を通じて道に通報する。

 - ① 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
 - ② 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
 - ③ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

- ④ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき
- 3) 町の通報
- ① 町は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。
- ② 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び上川支庁長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第 1 報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

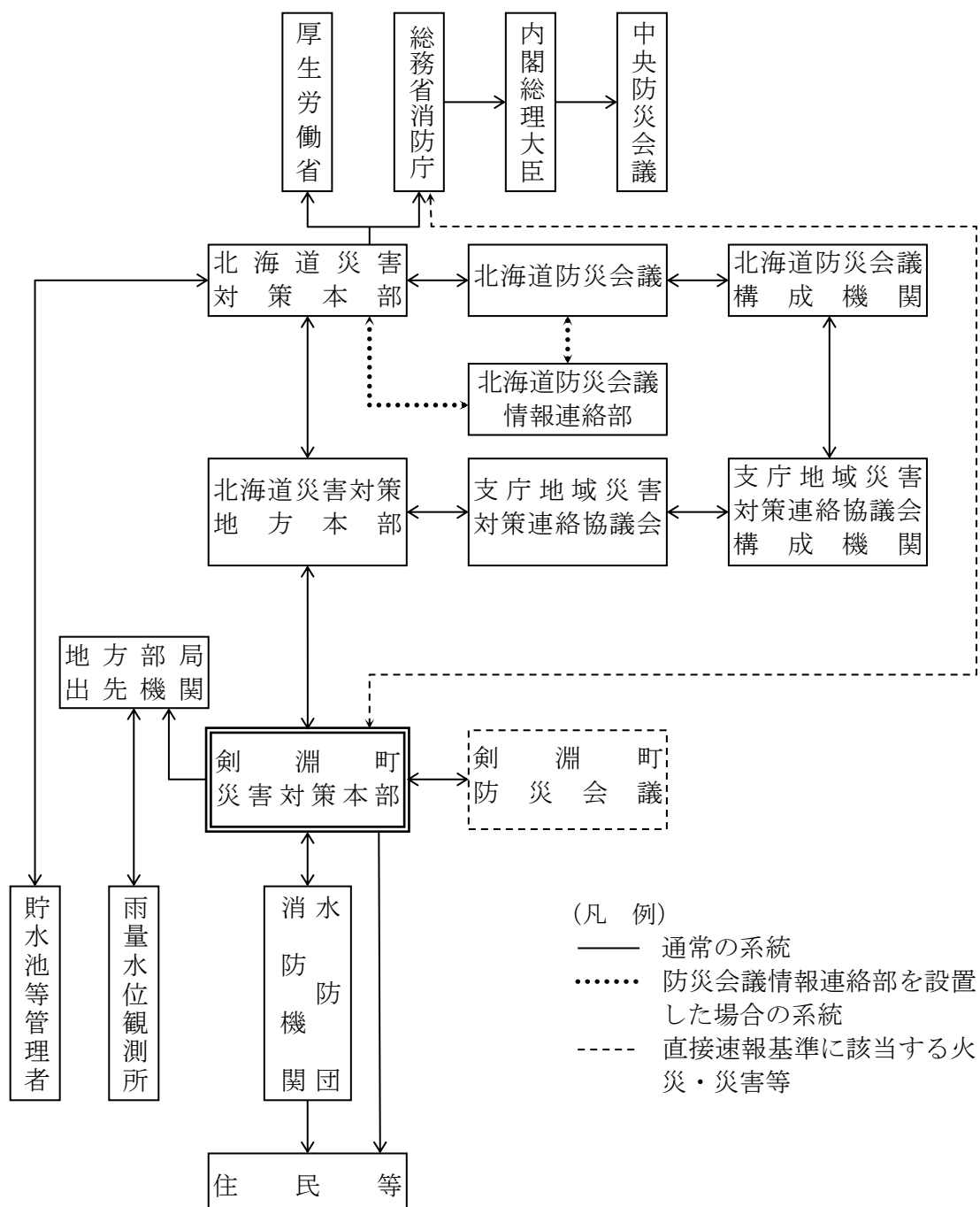
被害状況等の報告【消防庁報告先】

回線 \ 区分	平日（9：30～17：45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
NTT 回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
消防防災無線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7782 03-5253-7789（FAX）
地域衛生通信 ネットワーク	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537（FAX）	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789（FAX）

〔「直接即報基準」に該当する火災・災害〕

- ・ 航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
- ・ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ・ 危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
- ・ 原子力災害
- ・ 死者及び負傷者が 15 人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
- ・ 震度 5 強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）

4 災害情報等連絡系統図



町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を上川支庁長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- 1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- 2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- 3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- 4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- 5) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したもの。
- 6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- 7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「資料編：第 5 章—様式 1」により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

① 速報

被害発生後、直ちに「資料編：第 5 章—様式 2」により件数のみ報告すること。

② 中間報告

被害状況が判明次第、「資料編：第 5 章—様式 2」により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

③ 最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に「資料編：第 5 章—様式 2」により報告すること。

3) その他の報告

災害の報告は、1) 及び 2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- 1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- 2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

上川支庁においては、管内市町村分を集計表によりとりまとめ、道（防災消防課）に報告するものとし、剣淵町から報告のあった「資料編：第 5 章—様式 2」の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、「資料編：第5章－別表1」のとおりとする。

第3 災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱（㈱NTT東日本）等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信設備を使用して行う。

なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

災害時における非常通話又は緊急通話の取り扱いは、契約約款の規定により㈱NTT東日本－北海道旭川支店の承認を受けた番号の加入電話を使用するものとする。

1) 非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保、若しくは秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続電話。

2) 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

3) 非常・緊急通話の利用方法

① 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

② NTTコミュニケータがでたら

ア 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

イ 予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。

ウ 通話先の電話番号を告げる。

エ 通話内容を告げる。

③ NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。

④ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

4) 電気通信事業法及び東日本電信電話㈱（㈱NTT東日本）の契約約款に定める通信内容、機関等

① 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間

通 話 の 内 容	機 関 等
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（①の８項に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（①の表、本表１～４(２)に掲げるものを除く）相互間

２ 電報による通信

１) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保、若しくは秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続電話。

２) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

３) 非常・緊急電報の利用方法

① 115 番（局番なし）をダイヤルし NTT コミュニケータを呼び出す。

② NTT コミュニケータがでたら

ア 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

イ 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

ウ 届け先、通信文等を申し出る。

４) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)（株NTT 東日本）の契約約款に定める電報内容、機関等

① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

- ② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
緊急扱いの通話と同じ	緊急扱いの通話と同じ

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおり。

1) 消防機関の通信等による通信

士別地方消防事務組合消防署剣淵支署及び士別地方消防事務組合消防署の無線通信を経で行う。

2) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経で行う。

3) 警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経で行う。

4) 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経で行う。

5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、支庁、出先機関並びに市町村等を経で行う。

6) 鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経で行う。

7) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本社・支店、営・電業所、電力所を経で行う。

8) 東日本電信電話株式会社（株）NTT東日本の設備による通信

東日本電信電話株式会社（株）NTT東日本が防災関係機関（市町村等）に設置している孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）を経で行う。

9) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記1号から7号までに掲げる各通信系を使用し、または利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局、アマチュア無線局等による通信を利用して行う。

4 通信途絶時等における連絡方法

上記1～3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡するものとする。

（無線通信施設）

局種	施設名称	所属	電話番号
基地局 移動局	警察無線	士別警察署 剣淵警察官駐在所	0165-34-2131

局種	施設名称	所属	電話番号
基地局 移動局	国土交通省無線	旭川開発建設部 名寄河川事務所 士別道路事務所	01654-3-3177 0165-23-3146
〃	消防無線	士別地方消防事務組合消防署 剣淵支署	0165-34-2132
〃	防災行政無線	剣淵町 総務課	0165-34-2121
基地局 固定局	防災行政無線	剣淵町 総務課	0165-34-2121

第2節 災害広報計画

この計画は、災害時における報道機関及び関係諸機関並びに住民に対する災害情報を迅速かつ的確に周知徹底することを目的とし、次のとおり定める。

第1 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「第5章 第1節 災害情報通信計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- 1) 広報・情報収集担当（総務班）派遣による災害現場の取材
- 2) 一般住民及び報道機関・その他関係機関及び各班取材による資料の収集
- 3) その他災害の状況に応じて、職員の派遣による資料の収集

第2 災害情報等の発表及び広報の方法

1 報道機関に対する情報発表の方法

- 1) 収集した被害状況・災害情報等は、状況に応じ報道機関に対して次の事項を発表する。
 - ① 災害の種別（名称）及び発生日時
 - ② 災害発生場所
 - ③ 住民に対する避難勧告指示の状況
 - ④ 被害状況
 - ⑤ 災害対策本部の設置及び解散
 - ⑥ 一般住民及び被災者に対する協力並びに注意事項
 - ⑦ 応急対策の状況
- 2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ・ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

2 住民等に対する広報

- 1) 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移をみながら次の方法により行う。なお、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとし、また高齢者や障がい者、外国人等の災害時要援護者への伝達に十分配慮するものとする。
 - ① 新聞・テレビ・ラジオ等の利用
 - ② 防災行政無線・広報車の利用
 - ③ 広報誌・チラシ類の印刷物の利用
 - ④ 地区情報連絡責任者（自治会）
- 2) 広報事項は、次のとおり。
 - ① 災害に関する情報、及び関係住民に対する注意事項
 - ② 災害応急対策とその状況
 - ③ 災害復旧対策とその状況
 - ④ 被災地を中心とした交通に関する情報
 - ⑤ その他必要な事項

3 記録映像・写真帳等の作成

本部の記録映像・写真帳等の作成を担当する班は、総務班をもってあてる。

4 広報発表責任者

本部の広報を担当する班は、総務班をもってあてる。

- 1) 広報は本部長の承認を得て行う
- 2) 広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を、庁内放送を利用して災害対策本部職員にも周知する

5 各関係機関に対する周知

総務班は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

6 被災者相談所の開設

被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、町長は、必要と認めたときは町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の生活相談に応ずるものとする。

第3節 応急措置実施計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う必要な応急措置に関する計画は、次の定めによる。

第1 応急措置の実施責任者

法令上、実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- 1) 知事（基本法第70条）
- 2) 警察官等（基本法第61条、第63条第2項）
- 3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- 4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条）
- 5) 町長・町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- 6) 水防管理者・消防機関の長等（水防法第17条及び21条）
- 7) 消防長又は消防署長等（消防法第29条）

第2 従事命令等の実施

従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、「資料編：第5章—様式3 公用令書等（別表第1号様式～第5号様式）」に定める公用令書等を交付して行うものとする。

施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は「資料編：第5章—様式3 公用令書等（別表第6号様式）」に定める証票を携帯しなければならないものとする。

第3 町の実施する応急措置

1 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

2 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は、町の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、町の区域内の他人の土地・建物・その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができるものとする。

なお、この場合においては、基本法第82条第1項及び基本法施行令第24条の規定に基づく措置を取らなければならない。

3 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

町長は、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができるものとする。この場合、除去した工作物等を保管し、占有者等に対する通知又は当該処分に通常生ずべき損失の補償を行うものとする。

4 他の市町村に対する応援の要求等（基本法第 67 条第 1 項、第 2 項）

- 1) 町長は、剣淵町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。この場合、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。
- 2) 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村指揮の下に行動するものとする。

5 知事に対する応援の要求等（基本法第 68 条第 1 項）

町長は、町の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができるものとする。

6 住民に対する緊急従事指示等

- 1) 町長は、剣淵町の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第 65 条）
- 2) 町長及び消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、町内に居住する者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。（水防法第 17 条）
- 3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第 29 条第 5 項）
- 4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場付近にある者に対し、緊急業務に協力することを求めることができる。（消防法第 35 条の 7 第 1 項）
- 5) 町は、前各号の応急措置等の業務に協力援助した住民等が、そのため負傷・疾病・障害又は死亡した場合は、関係法令によるほか、市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和 32 年北海道市町村総合事務組合条例第 1 号)によりその補償を行う。

第 4 救助法適用の場合

救助法の適用と実施については「第 5 章 第 34 節 災害救助法の適用と実施」の定めによる。

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）くずれ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

- 1) 災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示するとともに、立ち退き先を指示する。
救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて避難所を開設、被災者の収容等を行い、その旨を速やかに上川支庁長に報告するものとする。（解除の場合も同様）また、立退指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。
- 2) 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。
- 3) 水防管理者が、避難のための立退指示をする場合は、士別警察署長にその旨を通知する。
- 4) 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。

2 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

町長が指示できないと認めるとき又は町長からの要請があったときは、避難のための立退指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。

3 知事又はその命を受けた職員（基本法第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事は、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

- 1) 洪水等による避難の指示
洪水等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、立ち退きを指示する。
- 2) 地すべり（雪崩）による避難の指示
地すべり（雪崩）により危険が切迫していると認められるときは、立ち退きを指示する。

4 災害派遣を命ぜられた自衛官（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

- 4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第 8 項)
- 5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第 3 項)

第 2 避難措置における連絡及び協力

1 連絡

知事(上川支庁長)、町長、北海道警察本部長(士別警察署長)は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のため立退きを勧告し、又は指示した場合は、相互にその旨を連絡するものとする。

2 協力、援助

1) 北海道警察(士別警察署)

士別警察署長は、町長が行う避難の勧告及び指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

第 3 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

避難実施責任者は、避難の勧告、指示又は避難準備情報に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

1 勧告・指示事項

- 1) 避難の勧告、指示又は避難準備情報の理由及び内容
- 2) 避難場所及び経路
- 3) 火災、盗難の予防措置等
- 4) 携行品等その他の注意事項
 - ① 携行品は、限られた物だけにする。
(食糧・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等)
 - ② 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。
 - ③ 避難する場合は、戸締りに注意する。
 - ④ 避難する場合は火気に注意し、火災が発生しないようにする。

2 伝達方法

1) 避難信号による伝達

「第 4 章 第 1 節 水害予防計画」の「第 2-7 洪水警戒情報の伝達」に定める信号によるものとする。

2) 放送・電話・防災行政無線等による伝達

NHK・民間放送局には、勧告・指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。また、電話等を通じ伝達する。

3) 広報車による伝達

町・消防機関・警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

4) 伝達員による個別伝達

避難を勧告・指示したときが、夜間・停電時・風雨が激しい場合など、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、災害対策本部員・消防職員及び団員で組を編成し、個別に伝達するものとする。

3 避難準備情報又は避難の勧告・指示の基準

1) 避難準備（要援護者避難）情報

災害時要援護者など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は次によるものとする。

- ① 河川が一定時間後に「はん濫注意水位」に到達すると予測されるとき。
- ② その他諸般の状況から、災害時要援護者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

2) 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生するおそれがある場合に、事前の避難基準、又は安全な場所へ避難させるための基準は、次によるものとする。

- ① 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。
- ② 大雨、暴風、洪水の警報等が発表され、避難の準備あるいは避難を要すると判断されたとき。
- ③ 河川が「はん濫注意水位」を超えるおそれがあるとき。
- ④ その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

3) 避難指示

被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、勧告よりも拘束力が強く、町民等を直ちに避難させるものであり、その基準は次によるものとする。

- ① 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断したとき。
- ② 事前避難のいとまがない場合、例えば、地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断されるときは、至近の安全な場所に緊急避難させる。

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、民生班・消防支署・消防団及び警察官が協力して行うものとする。

避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。

2 避難順位

避難に際しては、負傷者及び高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者に配慮する。

その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

3 移送の方法

車両による集団輸送が必要と認められる場合は「第5章 第8節 輸送計画」に準じ、災害時輸送の総括である建設班を担当にあてる。

1) 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とする。但し、避難者が、自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。

2) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。

道は、前記要請を受けたときは、関係機関に救援を要請する等適切な方法により措置する。

第5 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第6 避難所及び避難場所

1 避難所の開設

避難所及び避難場所は、「資料編：第4章―別表9 対象地区別避難所及び避難場所」に定めるとおりとする。

避難所については、緊急避難のための避難場所と収容避難のための避難所について検討するものとし、災害の種別・規模・避難人口・その他の情報により判断して、あらかじめ定められる避難収容施設の中から指定することとする。

ただし、緊急を要する場合で、これらの場所を使用することが出来ないときは、最寄りの民間施設・公園・空き地等を使用するものとし、その他地域全体が災害のため使用不能のときは、他地域の避難所を使用するものとする。

また、避難者の避難生活を想定した環境整備等の対策については、災害時要援護者に配慮した施設の整備といった多様な避難所の確保について検討することとする。

2 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行うものとする。

町は、避難者の状況を早期に把握し、避難所等における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

なお、避難生活が長期化する場合は、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した長期避難生活に関する避難者対策を適切に実施するものとする。

また、町は必要に応じ避難所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

- 1) 避難所には、本部長の指名する運営管理及び補助者を配置するものとする。
- 2) 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容等にあたるものとする。
- 3) 運営管理者は、避難所における収容状況及び「第5章 第12節 衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備えておくものとする。

① 避難所収容台帳（避難所）

「資料編：第5章―様式4 避難所収容台帳（避難所）」参照。

② 避難所設置及び収容状況（剣淵町）

「資料編：第5章―様式5 避難所設置及び収容状況（剣淵町）」参照。

③ 物資受払簿

「第5章 第12節 衣料・生活必需物資供給計画」及び「資料編：第5章―様式10 物資受払簿」参照。

- 4) 当該施設の管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。

第 7 避難所連絡員

- 1 町長は、避難所を開設し避難住民を収容したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。
- 2 連絡員は、避難住民の実態把握と保護に当たり、本部との情報連絡を行う。

第 8 警戒区域の設定

1 設定の基準(基本法第 63 条)

- 1) 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。
- 2) 警察官は、町長(権限の委任を受けた町の職員を含む。)が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。
- 3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

2 規制の内容及び実施方法

- 1) 町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。
- 2) 町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

3 知事による代行(基本法第 73 条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該町の町長に代わって警戒区域を設定することとする。

第 9 道(支庁)に対する報告

- 1 町長が、避難の勧告・指示を発令したときは(町長以外の者が発令したときは、町長経由)、次の事項を記録して知事(上川支庁長)に報告する。
 - 1) 発令者
 - 2) 発令日時
 - 3) 避難の対象区域
 - 4) 避難先
- 2 避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事(上川支庁長)に報告する。
 - 1) 開設場所及び日時の把握
 - 2) 開設箇所数及び収容人員(避難所の名称及び当該収容人員)の把握
 - 3) 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

第5節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 北海道警察（士別警察署）

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

2 北海道（上川支庁）

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

3 町（士別地方消防事務組合消防署剣淵支署）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社の救護所に収容する。

また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び警察は、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

2 救出対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、おおむね次に該当するときとする。

- 1) 火災の際、火中に取り残された場合
- 2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- 3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- 4) 山くずれ、地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車等の大事故が発生した場合

第6節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察が実施する警戒、警備についての計画は、次のとおりである。

第1 災害に関する警察の任務

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害、地震等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び道民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

第2 災害警備体制の確立

風水害、地震等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置する。

第3 応急対策の実施

1 災害の予警報の伝達

- 1) 警察が行う災害に関する予報及び警報の伝達は、原則として士別警察署長を経て町長に伝達するものとする。士別警察署長は、町等の関係機関と平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺憾のないよう措置するものとする。
- 2) 警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報するとともに、士別警察署長に報告するものとする。

2 事前措置に関する事項

- 1) 町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により、士別警察署長に対して行うものとする。
 - ① 出動を要する理由
 - ② 出動を要請する職員の職種別及び人員数
 - ③ 出動を必要とする期間
 - ④ その他出動についての必要事項
- 2) 町長の要請により行う事前措置

士別警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき、設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合にあつては、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

3 避難に関する事項

- 1) 士別警察署長は、避難の指示、避難経路、避難場所及び避難先における給食等についてあらかじめ町長と協議しておくものとする。
- 2) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により避難の指示又は警告を

行う場合は、防災計画に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、士別警察署長が町長に対して通知したときは、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。

- 3) 警察官は避難の誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域については、状況の許す限りパトロール等を行い遺留財産の保護その他犯罪の予防に努めるものとする。

4 応急措置に関する事項

- 1) 警戒区域設定権等

士別警察署長は、警察官が災害対策基本法第 63 条第 2 項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

この場合にあつては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

5 救助に関する事項

- 1) 士別警察署長は、町長と協力し被災者の救出並びに負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の見分に努めるとともに状況に応じて、町長の行う捜索等災害応急活動に協力するものとする。
- 2) 士別警察署長は、災害が発生し必要があると認められる場合は、災害現場において消防機関等と協力して、二次災害の防止等を行い、また行方不明者等の発見、救出にあたるものとする。

6 災害情報の収集

士別警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

7 災害時における広報

- 1) 士別警察署長が行うべき広報は、警備措置上必要な災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪予防、交通の規制その他警察措置に関する事項とする。
- 2) 上記広報を行うに当たっては、保有する広報器材を活用するとともに、道、町及び広報関係機関と緊密に連絡して、災害の種別、規模及び態様に応じた広報を行うように努めるものとする。

8 災害時における通信計画

士別警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の配備を計画し、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

9 災害時における交通規制

- 1) 士別警察署長の行う交通規制

士別警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、また、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法第 5 条第 1 項の規定に基づき、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

- 2) 警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第 6 条第 4 項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第7節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

1 町（士別地方消防事務組合消防署剣淵支署）

- 1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の啓開に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
- 2) 消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の所有者、占有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- 3) 消防職員は、2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

第2 道路の交通規制

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、北海道公安委員会（北海道警察）と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、速やかに必要な規制を行う。

1 道路交通網の把握

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

- 1) 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- 2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- 3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 規制の標識等

道路法及び道路交通法によって規制したときは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式を、基本法によって規制したときは基本法施行規則様式に定める様式によって表示する。

（「資料編：第5章—様式6 規制の標識等」参照）

ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制を行ったことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも、規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導するよう要請する。

（規制条件の表示）

道路標識に次の事項を明示して表示する。

- ・ 禁止制限の対象
- ・ 規制する区間
- ・ 規制する期間
- ・ 規制する理由

3 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、旭川開発建設部士別道路事務所、旭川土木現業所士別出張所、道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

4 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに北海道の管理する道路内においては、旭川土木現業所士別出張所又は道路交通情報センターに連絡する。

第3 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の確認

1) 緊急通行車両確認証明書の申請

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、道、公安委員会に緊急通行車両確認証明書（「資料編：第5章－様式7 緊急通行車両確認証明書」参照）を申請する。

2) 緊急輸送車両であると認定されたものについては、証明書及び標章が交付される。

3) 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。なお、証明書は、当該車両を運行する期間中運行責任者が常に携帯し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省略化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

第4 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会（士別警察署）は、業務の性質上、道民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

1) 確認手続

① 北海道公安委員会(士別警察署長)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

② 確認場所

規制対象除外車両の確認は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

③ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両に「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

2) 規制対象除外車両等

① 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

② 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

③ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

④ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的

のため使用中のものであること。

ア 道路維持作業用自動車

イ 通学通園バス

ウ 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

エ 電報の配達のため使用する車両

オ 廃棄物の収集に使用する車両

カ 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

キ その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第5 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者の通報

災害時に道路の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を町長及び道路管理者に通報し、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転手のとるべき措置

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を町長及び道路管理者に通報し、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

- 1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転手は次の措置をとらなければならない。

- ① 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

- ② 避難のために車両を使用しないこと。

- 2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転手は、次の措置をとらなければならない。

- ① 区域又は道路の区間に係る通行禁止が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

- ② 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車させるなど、緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

- ③ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車する。

第6 緊急輸送道路の通行の確保

1 緊急輸送道路の情報把握と通行確保にむけた優先順位の決定

1) 緊急輸送道路の情報収集

緊急輸送道路に指定されている主要地方道の情報収集及び提供を行う。

2) 優先順位の決定

道路の障害物除去が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、各道路管理者は重要度を考慮し、優先順位を決めて通行を確保する。

3) 通行確保のための作業

緊急輸送道路の通行確保に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。また、被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物の除去作業を実施する。

なお、作業に当たっては、以下の事項に留意する。

- ① 障害物の除去作業は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順で行うものとするが、災害の規模や道路被災状況に応じ、通行を確保すべき道路を決定する。
- ② 警察、自衛隊、消防機関等の関係機関と協議し、人命救助を最優先させた通行の確保を行う。
- ③ 緊急輸送道路の通行に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。
- ④ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- ⑤ 作業時には、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないよう調達する。
- ⑥ 道路上の障害物の除去作業及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- ⑦ 道路上の障害物の除去作業で発生した土砂・流木・がれき等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

第8節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための計画は次に定めるところによる。

第1 実施責任

基本法第50条第2項に基づき、災害応急対策を実施する機関の長（町長）が行うものとする。
災害時輸送の総括は、建設班が行うものとする。

第2 輸送の範囲

1 被災者の避難

被災者の輸送とそれに伴う副次的な物資の輸送

2 医療及び助産

医療班では処置できない重病患者又は救助が到着するまでの間に緊急に医療措置を講じなければならない患者の輸送

3 災害にかかった者の救出

救出された被災者の輸送と救出のための必要な人員、資材等の輸送

4 飲料水・食糧の供給

飲料水・食糧の輸送と飲料水に適する水を確保するための輸送

5 死体の搜索

死体搜索のため必要な人員及び資材等の輸送

6 死体の処理

死体の処置検案のための人員及び死体の処理のための衛生材料等の輸送並びに死体の移送及び死体を移送するための人員の輸送

7 救済用物資の輸送

被災者の応急救助の目的のために直接使用される救済用物資の輸送

8 被災応急措置

避難対策のための人員、応急復旧作業のための人員等の輸送

9 行方不明者の搜索

行方不明者搜索のための必要な人員及び資材等の輸送

10 その他特に必要とする輸送

第3 輸送の方法

1 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的に剣淵町が所有する車両等を使用するものとするが、被災地までの距離・被害の状況等により剣淵町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上を行う等、輸送の万全を期する。町有車両・営業用車両・燃料調達先は、総

務班及び建設班で別に定めておくものとする。

- 1) 町有車両等については、「資料編：第5章一別表2 車両確保の現況」のとおりである。
- 2) 車両用燃料の主な調達先は「資料編：第4章一別表4 危険物取扱所及び貯蔵所」のとおりである。

2 人力輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な事態が発生したときは、「第5章 第26節 労務供給計画」に定める人力による輸送を、また、積雪期は雪上車等により輸送を行う。

3 空中輸送

地上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合又は急患輸送及び山間へき地等で緊急輸送の必要が生じた時は、町長は知事（上川支庁長）に自衛隊派遣要請の要求を行うほか、北海道警察等に対し、航空機輸送の要請を行うものとする。

なお、救急患者の緊急搬送に係る消防防災ヘリコプター要請については、「第5章 第27節 第4-4 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請」に定める要請手続をとる。

また、町におけるヘリコプター発着可能地は、「資料編：第5章一別表3 ヘリコプター発着可能地」のとおりである。

第9節 食糧供給計画

第1 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食糧等の配給及び給付対策を実施する。供給の責任者は、本部長（町長）であるが、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。主要食糧の確保は総務班があたる。

第2 供給の対象

特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者に配慮するとともに、「第4章 第8節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に準ずるほか、主に次のとおりとする。

- 1 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- 2 被災者により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- 3 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

第3 供給品目

米穀、アルファ米、即席粥、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、災害時要援護者にあたる乳幼児には乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等とする。

第4 供給の方法及び手続等

1 主要食糧

1) 知事への要請

町長は、災害の発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を確保できないときは、その確保について上川支庁長を通じて知事に要請するものとする。

2) 食糧の受領

知事の指示（交通通信の途絶のため指示の受けられない場合は、この限りでない。）に基づいて、北海道農政事務所の地域第10課又は倉庫の責任者から食糧を受領し、被災者等に配給する。配給方法、その他手続等については、「災害救助用米穀の緊急引渡要領」により行うものとする。

2 副食及び調味料

町長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。

確保については総務班があたることとし、町内の小売業者又は卸業者から購入して行うものとする。但し、町において調達が困難な場合、又は必要数量を満たし得ない場合にあっては、上川支庁長を経由して知事に対してその斡旋を要請する。

第5 炊き出し計画

1 実施責任

炊き出しの給与は本部長（町長）が行うが、その事務は、民生班があたり、炊き出しは必要に応じて各団体の協力を求めて実施する。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、日赤奉仕団、女性団体、ボランティア等の協力を得て、公民館、学校施設、給食センター、その他炊事施設を有する民間施設を利用して行う。

3 炊き出しの対象者

- 1) 避難所に収容された者
- 2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 3) 災害応急対策に従事している者
- 4) 特に災害時要援護者に対して配慮すること

4 炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、「資料編：第4章―別表9 対象地区別避難所及び避難場所」に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

第6 食糧輸送計画

食糧の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第5章 第8節 輸送計画」及び「第5章 第26節 労務供給計画」に定めるところにより措置するものとする。

第10節 給水計画

この計画は、災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染のため飲料水の供給が不可能になったときに、住民に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第1 実施責任

被災地の飲料水の応急供給は町長の指示により、建設班が実施する。建設班及び町指定水道業者は、相互に連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。(救助法が適用され、知事の委任を受けた場合も同様とする。)

1 町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに給水施設等の応急復旧を実施する。

1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場等の貯留水を主体とし、不足する場合は自然水(川等の水)、西岡ダム、桜岡貯水池、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及びろ水器等を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

第2 給水の実施

1 給水の方法

1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水する。

この場合、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

第 11 節 上下水道施設対策計画

第 1 上水道

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

1 応急復旧

- 1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- 2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- 3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- 4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町及び水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第 2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- 1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- 2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- 3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- 4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- 5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- 6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町及び下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第12節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服その他生活必需品の給与又は貸与は、知事が行い、町長はこれを補助する。但し、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。
- 2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとし、総務班が担当にあたる。物資の調達が困難なときは、知事に斡旋及び調達を要請する。

1 町

- 1) 物資の調達、輸送
 - ① 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
 - ② 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
 - ③ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めること。
- 2) 災害時要援護者に配慮した物資の備蓄
社会福祉施設に対し、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。
 - ① 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
 - ② 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

第2 物資供給の要領

被災者の生活を確保するため、災害応急対策実施者が実施する物資供給の範囲は、次のとおり。

- 1) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- 3) 肌着（シャツ、パンツ類等）
- 4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- 5) 炊事道具（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等）
- 6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- 7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- 8) 光熱材料（マッチ、ろうそく等）
- 9) その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

第3 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

- 1) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者。
- 2) 災害により被服、寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者。

第4 衣料、生活必需物資の調達先

調達可能数量等を保有する町内の各衣料品店及び日用品取扱店から調達するものとする。なお、町内での調達が困難な場合は知事に斡旋を依頼し、調達するものとする。

第5 給与又は貸与の方法

1 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各地区情報連絡責任者（自治会長等）等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

2 給与又は貸与台帳の整備

救援物資の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1) 世帯構成員別被害状況 | 「資料編：第5章－様式8」参照。 |
| 2) 物資購入（配分）計画表 | 「資料編：第5章－様式9」参照。 |
| 3) 物資受払簿 | 「資料編：第5章－様式10」参照。 |
| 4) 物資給与及び受領簿 | 「資料編：第5章－様式11」参照。 |
| 5) 物資の給与状況 | 「資料編：第5章－様式12」参照。 |

第6 給与又は貸与期間

災害発生の日から10日以内に行うものとする。

第7 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

1 被災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおり。

- 1) 毛布
- 2) 日用品セット（タオル、洗剤、缶切・栓抜等）
- 3) お見舞品セット（食料品の詰め合わせ）
- 4) 安眠セット

2 救助物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄要綱」によりあらかじめ地区に備蓄する。

3 上記の外、避難命令を受けて避難所に収容された被災者に対する一時貸出用の寝具として赤十字避難用毛布を備蓄している。

第13節 電力施設災害応急計画

第1 北海道電力株式会社（名寄営業所）

暴風雨、洪水、地震、火災、豪雪等により、電力施設に災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合においては、北海道電力株式会社は「防災業務計画」等に基づいて、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電気施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。

第2 町

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

1 要員

北海道電力株式会社が自衛隊の派遣を必要とする場合、町長は知事（上川支庁長）に要請を要求する。

2 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

3 広報活動

町は、北海道電力株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- 1) 垂れ下がった電線には絶対触らないこと。
- 2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- 3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第 14 節 ガス施設災害応急計画

第 1 ガス施設応急復旧体制

ＬＰガス事業者は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。

また、ＬＰガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設や老人ホーム等におけるＬＰガス設備の安全総点検を実施する。

第 2 町

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。更に、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ＬＰガス事業者等に対する協力体制を確立する。

2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- 1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。
不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- 2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- 3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

第 15 節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施に関する計画は、次の定めによる。

第 1 医療救護活動

1 医療及び助産救護活動の実施

1) 医療及び助産救護活動の原則

災害時における医療救護は原則として町が設置する救護所において、医療班を編成し実施するものとする。また、災害急性期においては、必要に応じて道に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を依頼するものとし、災害の種類及び程度により町では対応が困難な場合は、上川支庁を通じて道及びその他関係機関に協力を要請するものとする。

2) 救護所の設置

救護所は原則として避難所を使用するが、必要に応じ、その他の公共施設を使用するものとする。

3) 町長は、救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、道に医療救護について迅速、的確な要請を行うものとする。

4) 医療及び助産の対象者

- ① 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者。
- ② 災害発生の日前後一週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者。

5) 医療班の編成

町長は、災害により医療を必要とする場合は、医療班を主体に応急救護に当たる。医療班の編成が困難な場合、又はその診療能力を超える場合等においては、医師会長に救急医療班の編成及び派遣を要請し、応急医療に当たるものとする。医療班の編成基準は、医師会長の定めるところによる。

6) 医療班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容

- ① トリアージ
- ② 傷病者に対する応急処置及び医療
- ③ 傷病者の医療機関への転送の可否及び搬送順位の決定
- ④ 助産救護
- ⑤ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

2 救護活動の協力要請

町長は、災害の種類及び程度により必要があると認めるときは、次の機関に協力を要請し、救護の万全を期するものとする。

- 1) 上川保健福祉事務所（名寄保健所）
- 2) 近隣市町村
- 3) 自衛隊（知事（上川支庁）に要請を要求）
- 4) 知事（上川支庁）

第2 医薬品・医療用資器材等の調達

医療・助産に必要な医薬品及び衛生材料の確保についての担当は医療班があたるものとする。

医薬品及び医療資器材は、町の区域等の取扱い業者からの調達により確保する。但し、不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請するものとする。

第3 AED（自動体外式除動機）の設置

公共施設等、多数の人が集まる場所にはAED（自動体外式除動機）を設置するとともに、取り扱い方法の研修を行う。

AED（自動体外式除動機）の設置場所は「資料編：第5章－別表4 AED（自動体外式除動機）の設置箇所」のとおりである。

第4 搬送体制の整備

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施するものとする。

但し、消防機関の救急車両が確保できないときは、町、道又は医療班が確保した車両により搬送するものとする。

道路の損壊、交通の状況により搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等の所有するヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

なお、状況に応じて知事（上川支庁長）に自衛隊のヘリコプター等の派遣要請を要求するものとする。

第5 保健活動とメンタルケア

被災者に対する健康管理、栄養指導及びメンタルケアについては民生班が当たるものとする。

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、被災者の健康管理を行うものとする。

- 1) 保健師及び栄養士は、巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておくものとする。
- 2) 必要に応じて避難所に救護所を設けるものとする。
- 3) 各医療機関と連携をとりながら、メンタルヘルスケア体制の整備を図るものとする。

第 16 節 防疫計画

第 1 実施責任

道及び町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 町

- 1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- 2) 名寄保健所の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第 2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の防疫班を編成しておく。防疫班は、民生班があたる。

1 防疫班の編成

- 1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。
- 2) 防疫班は、おおむね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2～3 名をもって編成する。

第 3 感染症の予防

1 知事の指示等

知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

- 1) 消毒方法の施行に関する指示 (感染症法第 27 条第 2 項)
- 2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示 (感染症法第 28 条第 2 項)
- 3) 家用水の供給に関する指示 (感染症法第 31 条第 2 項)
- 4) 物件にかかる措置に関する指示 (感染症法第 29 条第 2 項)
- 5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- 6) 臨時予防接種に関する指示 (予防接種法第 6 条及び第 9 条)

2 検病調査及び保健指導等

検病調査及び保健指導等は、道の編成する検病調査班によって次の要領により実施する。

- 1) 検病調査は、滞水地域においては通常 2 日に 1 回以上、集団避難所においては、道と連携し、少なくとも 1 日 1 回以上行うこと。
- 2) 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- 3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

町長は、知事の指示により、感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定するところによる。

2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引について」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

7 家庭用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

第5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。
また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとし、上川家畜保健衛生所長において実施する。

2 実施の方法

1) 家畜防疫の実施

① 緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

② 緊急防疫用資材等の確保

家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

③ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

④ 家畜衛生車の被災地への派遣

家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たる。

2) 家畜の救護

町は、上川家畜保健衛生所及び北ひびき農協剣淵基幹支所等と協力し、家畜救護に当たる。

第 17 節 廃棄物等処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下、「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画に定めるところによる。但し、住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等の除去については「第 5 章 第 23 節 障害物除去計画」による。

第 1 実施責任

- 1 被災地における廃棄物等の処理は、地域住民の協力を得て、町長が実施するものとし、担当は建設班があたるものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施するものとし、担当は産業班があたるものとする。

第 2 廃棄物等の処理方法

1 ごみ処理

1) 収集

- ① 委託業者により実施するものとするが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施するものとする。
- ② 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとする。

2) 処理

処理処分は災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

3) 災害廃棄物の仮置き

- ① 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食糧品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。
- ② 仮置場は、学校校庭・河川敷等の公共広場を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないように町は仮置場の管理を徹底する。

2 し尿処理

1) 収集

委託業者により完全収集に努めるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便屋内量の一部（2～3 割程度）収集にとどめ、早急に各戸のトイレの使用を可能にする。

2) 処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

3) 野外仮設共同便所の設置

水洗トイレを使用している世帯にあつては、使用水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておく。

なお、災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、または水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、剣淵町死亡獣畜処理場（以下「死亡獣畜処理場」という）において行う。運搬することができる場合は、死亡獣畜処理場で行うものとし、運搬することが困難な場合は、保健所の指導を受け、次により処理するものとする。

- 1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないように配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- 2) 移動できないものについては、名寄保健所長の指導を受けて臨機の措置を講ずるものとする。
- 3) 前1)及び2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

第 18 節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては本計画に定めるところによる。

第 1 実施責任

被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じた上川支庁長からの指導のもと、町長が行うこととし、担当は民生班及び産業班が当たるものとする。

なお、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、町長は必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、道への応援を要請できるものとする。

第 2 飼養動物の取り扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第 19 節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 町・教育委員会

小・中学校、高等学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行うこととし、担当は文教部があたるものとする。

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の供与は町長が知事の委任により実施する。

2 学校管理者等

学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

2) 児童生徒等の安全確保

① 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

② 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第 2 応急対策実施計画

1 休校措置

1) 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとるものとする。

なお、帰宅させる場合は注意事項を十分に徹底させるとともに、低学年児童にあっては、教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずる。

2) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、広報車、その他確実な方法で児童生徒に周知徹底させる。

2 施設の確保と復旧対策

1) 応急復旧

被害程度により応急修理できる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。(特別教室、屋内運動場等)

3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。(町内各会館等)

4) 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討する。

3 教育の要領

1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

① 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

② 教育活動の場所が公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

③ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

④ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

⑤ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4 教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配備し、教育活動に支障をきたさないようにする。

5 授業料の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道及び町教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免

2) 保護者又は本人の申請に基づく学資金の貸付

3) 日本育英会に対する育英資金貸与特別枠の申請

6 教科書、学用品等の調達及び支給

災害により被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書及び学用品等を失い又は破損した者に対し、次により調達し支給するものとする。

1) 支給対象者

住家が全焼(全壊)、流失、半焼(半壊)又は床上浸水するなどの被害を受けた児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

- 2) 支給品目
 - ① 教科書及び教材
 - ② 文房具
 - ③ 通学用品（運動靴、体育着、傘、カバン、長靴等）

- 3) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

- 4) 学用品の調達

支給する文房具及び通学用品については、町内文房具取扱い店等から調達するものとするが、不足の場合には、近隣市町村又は道に依頼し調達する。

- 5) 学用品給与の費用及び期間

学用品給与のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずる。

7 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理を行うものとする。

- 1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- 2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- 3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。
- 4) 必要に応じて児童生徒及び教職員等の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、所轄する町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第20節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

2 町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

1) 入居対象者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

ア 生活保護法の被保護者及び要保護者

イ 特定の資産がない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行う。

3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

4) 建設戸数

町は、住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握しとりまとめる。

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

5) 規模、構造、存続期間及び費用

① 応急仮設住宅の標準規模は、一戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 5 連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

② 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

③ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

6) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任する。

4 住宅の応急修理

1) 応急修理を受ける者

① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

② 自らの資力で応急修理ができない者であること。

2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

3) 修理の範囲と費用

① 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

② 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

第3 資材の斡旋、調達

1 町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

2 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業名等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第 21 節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下、「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の 3 区分に判定する。
- 3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

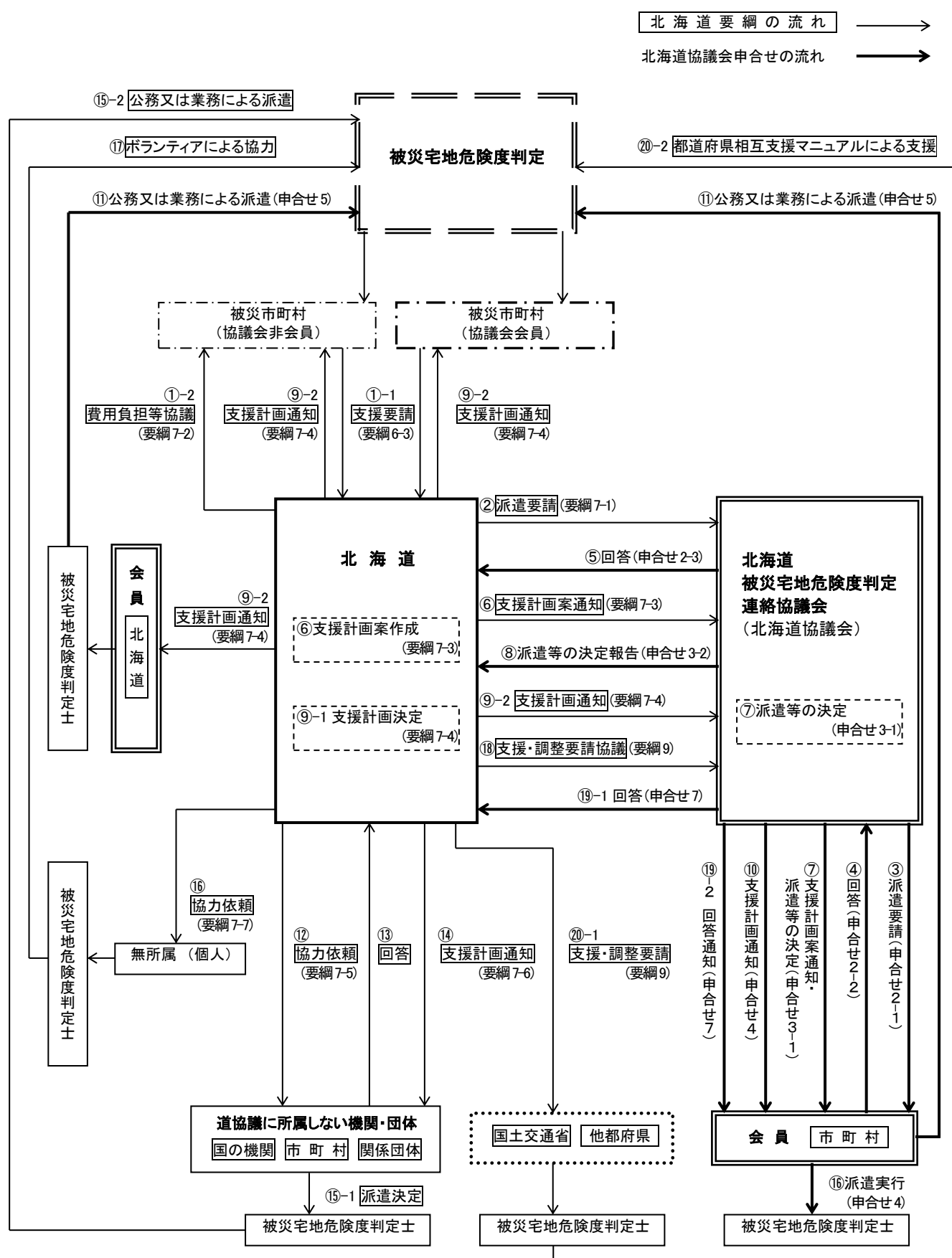
「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1) 宅地に係る被害情報の収集
- 2) 判定実施計画の作成
- 3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、災害の発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努めるものとする。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第 22 節 行方不明者の搜索及び死体の收容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び死体の收容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1) 町長

(救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行う。)

2) 警察官

第 2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定されるもの。(山岳遭難等も本節に準ずる。)

2) 搜索の実施

町長が、消防機関及び警察官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

3) 応援要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して搜索の応援を要請する。

① 行方不明者が漂着、又は埋没していると思われる場所

② 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

2 死体の処理

1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。

2) 変死体の届出

変死体を発見したときは、直ちに警察署に届け出るものとし、検視後にその処理にあたるものとする。

3) 処理の範囲

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬出来ない場合は、死体を特定の場所(町内の公共建物又は公園等死体の收容に適当な場所)に安置し埋葬の処理をするまで保存する。

① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

② 死体の一時保存(町)

③ 検案

④ 死体見分(警察官)

第3 死体の埋葬

災害の際死亡した者で町長が必要と認めた場合、応急的に死体を埋葬するものとする。埋葬に当たっては、次の点に留意する。

- 1 事故死の死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- 2 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるとともに埋葬に当たっては、土葬又は火葬にする。
- 3 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

第4 行方不明者の搜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第 23 節 障害物除去計画

災害により道路・住居等又はその周囲に運ばれた土砂・樹木等で、住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の日常生活に支障のないよう処置することを目的とする。

第 1 実施責任

- 1 障害物の除去は町長が行い、担当は建設班をもってあたる。救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。
- 2 道路・河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）・その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行う。

第 2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命・財産等を保護するため、速やかにその障害の排除を必要とする場合。
- 2 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合。

第 3 障害物除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物の除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとする。

第 4 障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地又はグラウンド等を利用し集積するものとする。

第 5 障害物の保管等

応急措置実施のため除去した工作物等は基本法第 64 条の規定によりその保管をし、費用を負担するものとする。

第 24 節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

第 1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- | | |
|----------------------|---------|
| 1) 融雪、雪崩及び異常気象等による出水 | 5) がけ崩れ |
| 2) 山崩れ | 6) 地震 |
| 3) 地すべり | 7) その他 |
| 4) 土石流 | |

2 被害種別

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1) 路面及び路床の流失埋没 | 4) 堤防の決壊 |
| 2) 橋梁の流失 | 5) ダム、ため池等えん堤の流失及び決壊 |
| 3) 河川の決壊及び埋没 | 6) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水 |

第 2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

1) 応急措置の準備

- ① 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。
- ② 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期する。

2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は、住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに町計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

第 25 節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第 1 応急飼料対策実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって上川支庁長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんに要請することができる。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- 1) 家畜の種類及び頭羽数
- 2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- 3) 購入予算額
- 4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- 1) 家畜の種類及び頭数
- 2) 転飼希望期間
- 3) 管理方法（預託、附添等）
- 4) 転飼予算額
- 5) 農家戸数等の参考となる事項

第 26 節 労務供給計画

町及び関係機関は災害時における災害応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第 1 実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇い上げ及び民間団体への協力依頼については、町長が行うものとし、担当は総務班をもってあてる。

第 2 民間団体への協力要請

1 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序としては、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇い上げをする。

2 動員の要請

災害対策本部の各班において奉仕団体等の労力を必要とするときは、次の事項を示し総務班を通じて要請するものとする。

- | | |
|---------------|------------|
| 1) 動員を必要とする理由 | 5) 所要人員 |
| 2) 作業の内容 | 6) 集合場所 |
| 3) 作業場所 | 7) その他参考事項 |
| 4) 就労予定期間 | |

3 住民組織等の要請先及び活動

1) 住民組織等の要請先

自治会、女性団体、青年団体を連絡先とする。所在地、要請人員等については随時変更があるので、町総務課に台帳を備え付けておくものとする。

2) 住民組織等の活動内容

住民組織等の活動内容は、おおむね次の作業の種別により適宜協力を求める。

- ① 避難所に収容された被災者の世話
- ② 被災者への炊き出し
- ③ 救援物資の整理、配送及び支給
- ④ 被災者への飲料水の供給
- ⑤ 被災者への医療、助産の協力
- ⑥ 避難所の清掃
- ⑦ 町の依頼による被害者状況調査
- ⑧ その他災害応急措置の応援

第 3 労務者の雇い上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のための労働力が必要なときは、労務者を雇い上げる。

1 労務者雇い上げの範囲

- 1) 被災者の避難誘導のための労務者
- 2) 医療・助産のための移送労務者

- 3) 被災者救出用機械・器具・資材の操作のための労務者
- 4) 飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の配布などのための労務者
- 5) 救助物資支給のための労務者
- 6) 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

2 公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇い上げが出来ないときは、次の事項を明らかにして求人の申し込みをする。

- 1) 職業別・性別・所要労務者数
- 2) 作業場所及び作業内容
- 3) 期間及び資金等の労働条件
- 4) 宿泊施設等の状況
- 5) その他必要な事項

第4 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第27節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画に定めるところによる。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプターを活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- 1) 被災状況調査などの情報収集活動
- 2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- 1) 傷病者、医師等の搬送
- 2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- 1) 空中消火
- 2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター保有機関の活動等

1 北海道

道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や広域応援協定等に基づく他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

2 札幌市

北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

3 北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受け入れ体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講じる。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

3 ヘリコプター発着可能地

町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、「資料編：第5章－別表3 ヘリコプター発着可能地」のとおりである。

4 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

1) 応援要請の要件

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。

- ① 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- ③ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2) 要請方法

知事（危機対策局防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（「資料編：第5章－様式13 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」参照）を提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、後記4)の要請手続をとる。

- ① 災害の種類
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- ⑤ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

3) 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

〒007-0880 札幌市東区丘珠町 775 番地 11

TEL 011-782-3233

FAX 011-782-3234

北海道総合行政情報ネットワーク 防災航空隊主査

道防災行政無線 6-210-39-897、898

4) 救急患者の緊急搬送手続等

- ① 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

ア 航空室へ消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後上川支庁及び旭川方面士別警察署にその旨を連絡する。

イ 要請は電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（「資料編：第5章－様式14 救急患者の緊急搬送情報伝達票」参照）を提出する。

- ② 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。
- ③ ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。
- ④ 航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡する。

第 28 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第 1 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命救助及び財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき。
- 2 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- 3 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- 4 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 5 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- 6 応急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

第 2 災害派遣要請の要領等

1 要請方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書(「資料編：第 5 章—様式 15 自衛隊の災害派遣要請について」参照)をもって知事(上川支庁長)に要請を要求するものとする。ただし緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2) 派遣を必要とする期間
- 3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4) 派遣部隊が展開できる場所
- 5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

2 担当部班及び要請要求先

災害派遣要請の要求は、総務班が担当する。関係書類の提出先は、上川支庁地域政策課(電話 0166-46-5918 防災無線 6-550-2191)とする。

町長は、人命救助に関し知事(上川支庁長)に通知するいとまがないとき、又は通信の途絶えにより知事(上川支庁長)と指定部隊との連絡が不能である場合については、直接次の部隊の長に通知できるものとする。ただし、この場合においても、その後速やかに知事(上川支庁長)に連絡し、上記 1 の手続きを行う。

(部隊通知先)

陸上自衛隊旭川駐屯地第 2 師団

電話 0166-51-6111 (内線 2234)

(部隊との連絡が不能である場合)

陸上自衛隊旭川地方協力本部

電話 0166-51-6055

3 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、災害派遣部隊が、円滑に活動できるよう、町担当者（総務班）、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

1) 受入れ準備の確立

知事（上川支庁長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

① 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めて置き、受入れのために必要な措置をとる。

② 連絡職員の指名

町長は、派遣部隊及び支庁との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

③ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

2) 派遣部隊到着後の措置

① 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

ア 派遣部隊の長の官職指名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

4 経費等

1) 次の経費は町が負担するものとする。

① 資材費及び機器借上料

② 電話料及びその施設費

③ 電気料

④ 水道料

⑤ 汲取料

2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

5 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（「資料編：第5章－様式16 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について」）をもって知事（上川支庁長）に対し、その旨を報告するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。

第3 自衛隊の支援活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである

救 助 活 動 区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 遭難者等の搜索活動	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）にあたる。
6 道路又は水路の障害物の除去	道路、水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去にあたる。
7 応急医療、救護及び防疫	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
8 人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資の無償貸付又は譲与する。
11 危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去の実施する。
12 その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置。

第 29 節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 防災相互応援体制の確立

- 1 町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（「資料編：協定 1 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」参照）等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。
- 2 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

第 2 消防相互応援体制の確立

- 1 町長及び消防長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（「資料編：協定 2 北海道広域消防相互応援協定」参照）に基づき他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

第 30 節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるものとする。

第 1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、基本法第 29 条第 3 項及び第 30 条第 3 項の規定により、当該町長に予め協議しなければならない。

第 2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - 1) 派遣を要請する理由
 - 2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - 3) 派遣を必要とする期間
 - 4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - 5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣あつせんのみでなく地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - 1) 派遣のあつせんを求める理由
 - 2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - 3) 派遣を必要とする期間
 - 4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - 5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第 3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、又、地方公共団体の職員については、地方自治法第 252 条の 17 の規定による。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。但し、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定する。
- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用する。

5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考)

昭和 37 年自治省告示第 118 号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府道又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設（1 日につき）	その他の施設 （1 日につき）
3 0 日 以 内 の 期 間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
6 0 日 を 超 え る 期 間	3,970 円	5,140 円

第31節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における協力団体及び各種ボランティア団体等との連携に関する計画は、次の定めによる。

第1 ボランティア団体等の協力

町は、協力団体又は各種ボランティア団体等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。

担当は民生班があたるものとし、剣淵町社会福祉協議会と連携を図るものとする。

第2 ボランティアの受入れ

町は、剣淵町社会福祉協議会等と連携してボランティア受入窓口を設置し、受入れ、調整に当たるものとする。

ボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズを反映し、高齢者介護や外国語会話力などの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなどの支援に努めるものとする。

第3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の協力を受ける活動内容は、概ね次のとおりとする。

専門ボランティア	一般ボランティア
1. 救急・救助 2. 医療・看護 3. 高齢者・障がい者等の介護 4. 非常通信 5. 特殊車両等の操作 6. 被災建築物の応急危険度判定 7. 外国語通訳、手話、アマチュア無線	1. 災害・安否・生活情報の収集、伝達 2. 炊き出し、その他の災害救助活動 3. 高齢者・障がい者等の介護、看護の補助 4. 清掃及び防疫 5. 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 6. 災害復旧現場での危険を伴わない軽作業 7. 災害応急対策事務の補助

第4 防災ボランティアの活動環境の整備

町は、日本赤十字社北海道支部、剣淵町社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第 32 節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次の定めによる。

第 1 実施責任

災害による被災者を救護するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たるものとする。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的にそうよう配分するものとする。

第 2 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（資料編：（別記）北海道災害義援金募集（配分）委員会会則、同 別紙（別記 2）災害義援金事業（配分）要綱骨子参照）の定めるところによるものとする。

第 3 義援金の受付（配分）

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び日赤上川支庁地区に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を罹災者に配分するものとする。

町長（総務班）は、全国各地からの義援金を受けけるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

第 33 節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため、道、又は町等の応急金融制度の活用を図るものとする。

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要は、「資料編：第 5 章―別表 5 災害応急金融計画」のとおりである。

第 34 節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次の定めによる。

第 1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行うものとする。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施するものとする。

第 2 災害救助法の摘要基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	剣淵町区域の 住家滅失世帯数	
〔剣淵町〕 5,000 人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの。 ・床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。		

第 3 救助法の適用手続き

1 町

- 1) 町における災害が救助法の摘要基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を上川支庁長に報告しなければならない。
- 2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川支庁長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	町
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工 建設工事完了後 3 ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2 年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊出しその他による食品の 給与	7 日以内	町
飲料水の供給	7 日以内	町
被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	10 日以内	町
医療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から 7 日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3 日以内	町
住宅の応急修理	1 か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1 か月以内 文房具等 15 日以内	町 町
埋葬	10 日以内	町
死体の搜索	10 日以内	町
死体の処理	10 日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第 23 条の 2、第 23 条の 3 により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならないものとする。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならないものとする。

第6章 震災対策計画

第6章 震災対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、剣淵町地域防災計画の「地震防災計画編」による。

第 7 章 事故災害対策計画

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施事項

1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

- ① 航空運送事業者には航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。
- ② 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- ③ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ⑤ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- ⑥ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- ⑦ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

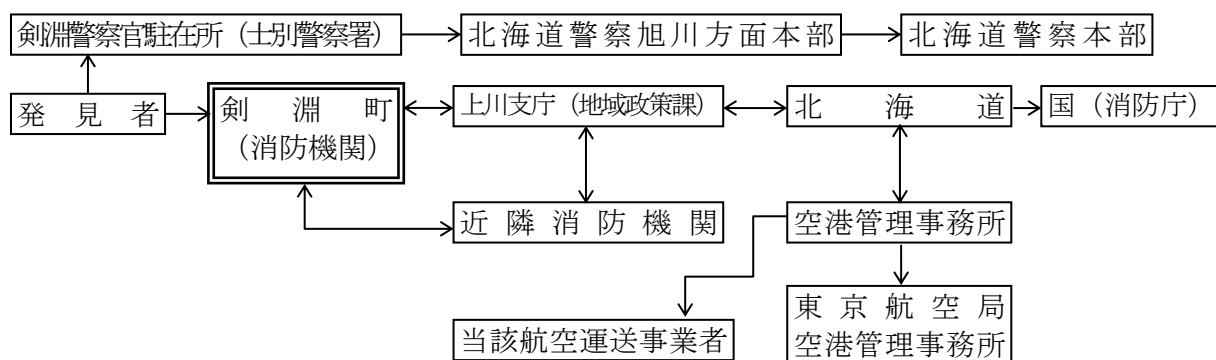
- ① 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- ② 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ③ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

① 発生地点が明確な場合



```

graph TD
    A[東京救難調整本部] <--> B[剣淵町  
(消防機関)]
    A --> C[警察庁  
防衛省  
国土交通省  
航空局]
    A --> D[北海道  
(総務部)]
    A --> E[東京航空局  
空港事務所]
    A --> F[東京航空  
交通管制部]
    B <--> D
    B <--> E
    B <--> F
    D --> G[北海道警察本部]
    D --> H[北海道自衛隊]
    G <--> C
    H <--> C
    E <--> F
    E <--> I[空港管理  
事務所]
    
```

— 146 —

2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町（消防機関）、北海道、北海道警察

2) 実施事項

① 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等への情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

② 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第5節 救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより実施する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- 1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- 2) 町は消防機関と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の搜索及び死体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

- 1) 実施機関
町、北海道
- 2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第16節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。また、「第5章 第17節 廃棄物等処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

12 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第2節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

1 実施要項

1) 北海道運輸局（旭川運輸支局）

- ① 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ② 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- ③ 踏切事故を防止するため、鉄道業者等とともに広報活動に努める。

2) 鉄軌道事業者

- ① 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- ② 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- ③ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予警報など情報の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ⑤ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- ⑥ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- ⑦ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

第3 災害応急対策

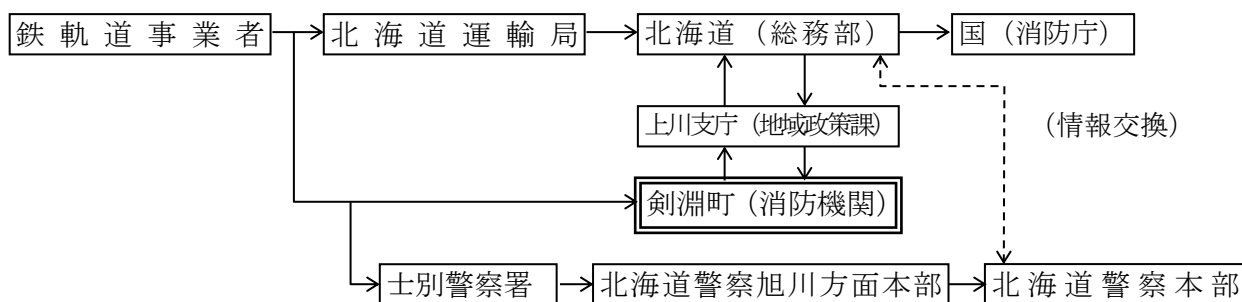
1 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

1) 実施機関

鉄軌道事業者、町(消防機関)、北海道、北海道警察

2) 実施事項

① 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- | | |
|------------|---------------------|
| ア 鉄道災害の状況 | エ 関係機関の災害応急対策に関する情報 |
| イ 家族等の安否情報 | オ その他必要な事項 |
| ウ 医療機関等の情報 | |

② 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ア 鉄道災害の状況 | オ 施設等の復旧状況 |
| イ 旅客及び乗務員等の安否情報 | カ 避難の必要性等地域に与える影響 |
| ウ 医療機関等の情報 | キ その他必要な事項 |
| エ 関係機関の災害応急対策に関する情報 | |

3 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第5節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力する。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

2) 消防機関

① 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

② 町は消防機関と連携して、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の搜索及び死体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第3節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

1) 道路管理者

- ① トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- ② 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- ③ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ⑤ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要に措置を講ずる。
- ⑥ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備する。
- ⑦ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
- ⑧ 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

1 情報通信

1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統図

The organizational chart illustrates the administrative and operational relationships between Kusanagi Town and various Hokkaido government departments. The chart is structured as follows:

- Kusanagi Town (剣淵町)** is the central entity, represented by a double-bordered box.
- Hokkaido General Affairs Department (北海道（総務部）)** is connected to Kusanagi Town by a solid line.
- Nagai Branch (上川支庁（地域政策課）)** is connected to Kusanagi Town by a solid line and to the Hokkaido General Affairs Department by a solid line.
- Fire Agency (消防機関) Fire Support Office (消防支署)** is connected to Kusanagi Town by a solid line and to the Nagai Branch by a solid line.
- Subprefectural Police Office (士別警察署)** is connected to Kusanagi Town by a solid line and to the Fire Support Office by a solid line.
- Hokkaido Police Ishikari Division (北海道警察旭川方面本部)** is connected to the Subprefectural Police Office by a solid line.
- Hokkaido Police Department (北海道警察本部)** is connected to the Hokkaido Police Ishikari Division by a solid line.
- National Fire Agency (国（消防庁）)** is connected to the Hokkaido General Affairs Department by a solid line.
- Hokkaido Transport Bureau (北海道運輸局)** is connected to the Hokkaido General Affairs Department by a dashed line.
- Information Exchange (情報交換)** is indicated by a dashed line connecting the Hokkaido General Affairs Department and the Hokkaido Police Department.

```

graph TD
    A[旭川土木現業所  
士別出張所] --> B[旭川土木現業所]
    A --> C[旭川開発建設部  
士別道路事務所]
    A --> D[北海道（建設部）]
    A --> E[北海道（総務部）]
    A --> F[上川支庁（地域政策課）]
    A --> G[剣淵町（消防機関）]
    A --> H[士別警察署]
    D --> I[北海道開発局]
    D --> J[北海道運輸局]
    E --> K[国（消防庁）]
    F --> E
    G --> F
    H --> I[北海道警察旭川方面本部]
    I --> J[北海道警察本部]
    E -.-> L[北海道運輸局]
    E -.-> M[国（消防庁）]
    E -.-> N[北海道警察本部]
    N -.-> O[北海道警察本部]
    
```

旭川土木現業所
士別出張所

旭川土木現業所

旭川開発建設部
士別道路事務所

北海道（建設部）

北海道（総務部）

上川支庁（地域政策課）

剣淵町（消防機関）

士別警察署

北海道開発局

北海道運輸局

国（消防庁）

北海道警察旭川方面本部

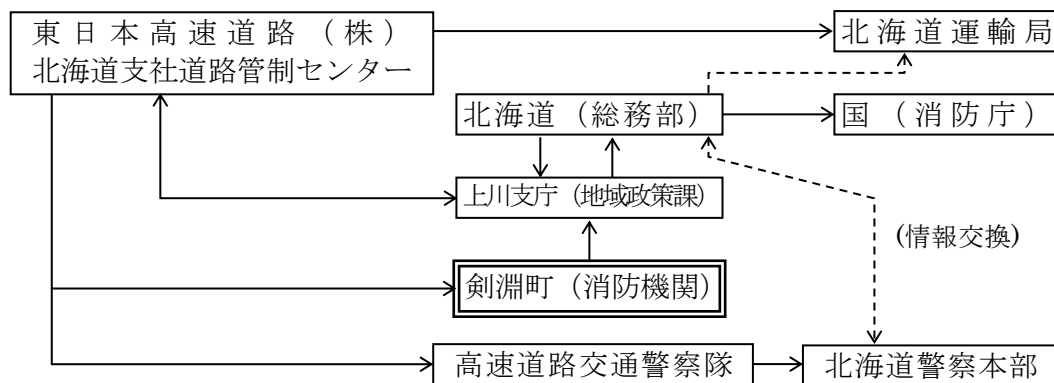
北海道警察本部

（情報交換）

```

graph TD
    A["(道庁事務等) 士別道路事務所"] --> B["旭川開発建設部"]
    A --> C["旭川土木現業所"]
    A --> D["剣淵町(消防機関)"]
    A --> E["士別警察署"]
    B --> F["北海道開発局"]
    B --> G["北海道(総務部)"]
    B --> C
    F --> G
    G --> H["国(消防庁)"]
    G --> I["北海道運輸局"]
    G -.-> I
    G -.-> J["北海道警察本部"]
    C --> K["上川支庁(地域政策課)"]
    K --> D
    K --> L["北海道警察旭川方面本部"]
    E --> L
    L --> J
    J -.-> I
    J -.-> M["(情報交換)"]
  
```

④ 高速自動車国道の場合



2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

1) 実施機関

道路管理者、町（消防機関）、北海道、北海道警察

2) 実施事項

① 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- | | |
|------------|---------------------|
| ア 道路災害の状況 | エ 関係機関の災害応急対策に関する情報 |
| イ 家族等の安否情報 | オ その他必要な事項 |
| ウ 医療機関等の情報 | |

② 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ア 道路災害の状況 | オ 施設等の復旧状況 |
| イ 被災者の安否情報 | カ 避難の必要性等、地域に与える影響 |
| ウ 医療機関等の情報 | キ その他必要な事項 |
| エ 関係機関の災害応急対策に関する情報 | |

3 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第5節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

2) 消防機関

① 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

② 町は消防機関と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の搜索及び死体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

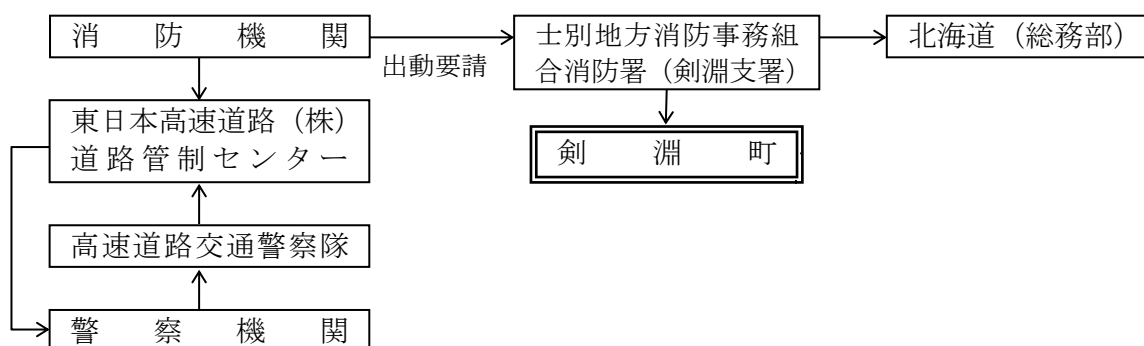
11 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

- 1) 事故発生通報 事故等の発生情報は、次の系統により速やかに行なうものとする。



- (注) 1 東日本高速道路㈱から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。
2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

2) 事故等対策現地本部の設置等

① 事故等対策現地本部の設置

ア 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

イ 「事故等対策現地本部」の構成は、士別地方消防事務組合消防署剣淵支署、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路㈱の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

② 事故等対策現地本部の業務

ア 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行なうとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行なうものとする。

イ その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

③ 関係機関

陸上自衛隊旭川駐屯地第2師団、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路㈱北海道支社、北海道医師会、北海道

3) 事故等対策連絡本部の設置等

① 事故等対策連絡本部の設置

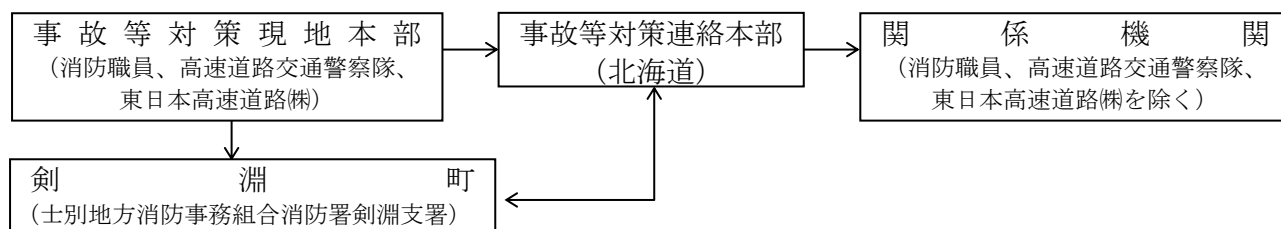
「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

② 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行なうものとする。

③ 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行なうものとする。



13 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- 1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早朝の道路交通の確保に努める。
- 2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- 3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- 4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第4節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

1 危険物等災害予防

1) 事業者

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

2) 北海道、消防機関

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

1) 事業者

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出る。

2) 北海道産業保安監督部

- ① 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。
- ③ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

3) 北海道鉱山保安監督部

鉱山における事業者の予防対策について監督、指導する。

4) 北海道

- ① 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。
- ③ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

5) 北海道警察

- ① 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道経済産業局又は北海道鉱山保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。
- ② 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。
- ③ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

6) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

1) 事業者

- ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。
- ③ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

2) 北海道経済産業局

- ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

3) 北海道

- ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。
- ③ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

4) 北海道警察

- ① 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

5) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

1) 事業者

- ① 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を名寄保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

2) 北海道

- ① 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

4) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

1) 事業者

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報する。

2) 消防機関

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3) 北海道警察

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。
- ② 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

第4 災害応急対策

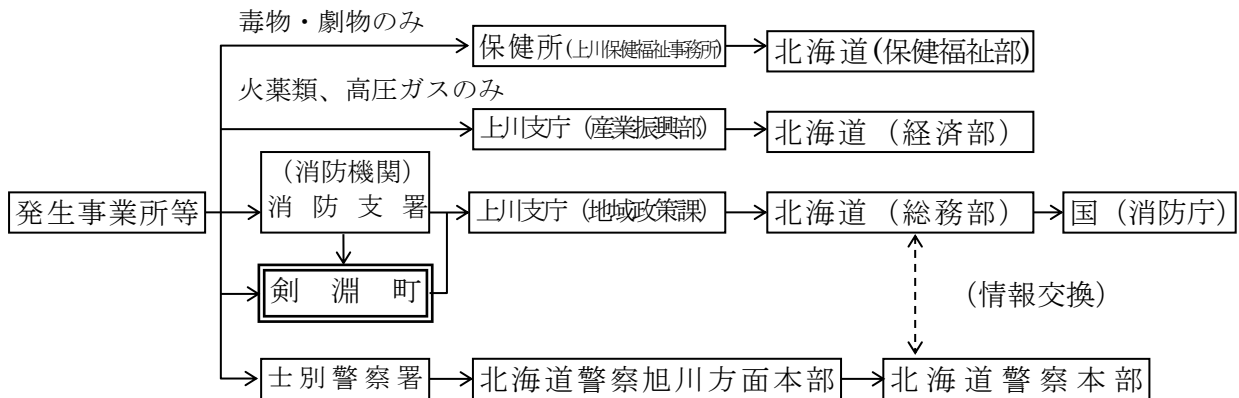
1 情報通信

危険物等災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高压ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

2) 実施事項

① 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等への情報
- オ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

② 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

2) 消防機関

① 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

② 町は消防機関と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第5節 救助救出計画」及び「第5章 第15節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び防災関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 町及び消防機関

1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

3) 予防査察の実施

町は消防機関と連携を図り、多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、災害時要援護者対策に十分配慮する。

6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10) 火災警報

町長は、上川支庁長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が次の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。

支庁名	警 報 発 令 条 件
上 川	実効湿度で 67%以下にして、最小湿度 35%以下となり、 最大風速 8m/s 以上のとき

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第 3 災害応急対策

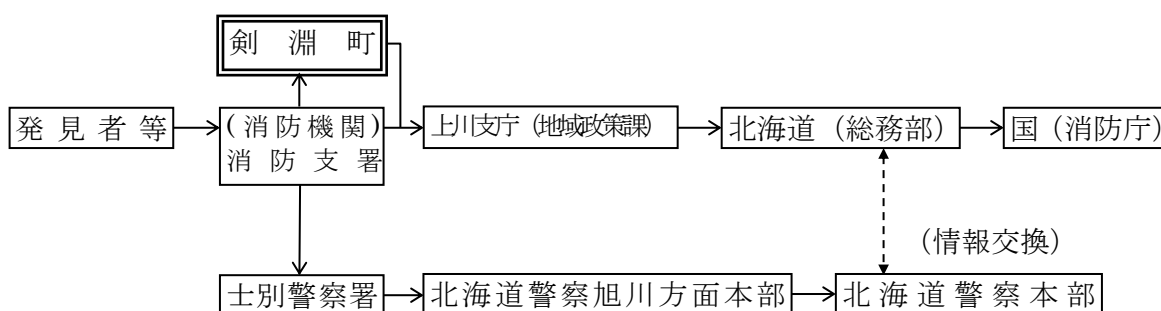
1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第 5 章 第 2 節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

町は、消防機関と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

- 1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- 2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- 3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第5節 救助救出計画」及び「第5章 第15節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「第5章 第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

9 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるので、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずる。

1) 北海道森林管理局、北海道、町

① 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ 入林の許可・届出等について指導する。

α 入林にあたっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。

β 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認にあたっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。

ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

② 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

オ 町における、林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

③ 消火資機材等の整備

ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。（「資料編：第 5 章－別表 3 ヘリコプター発着可能地」参照）

2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ① 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- ② 巡視員の配置
- ③ 無断入林者に対する指導
- ④ 火入れに対する安全対策

3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

- ① 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
 - ア 直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舍等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒に当たらせることとする。
- ② 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
 - ア 前記①における対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。
なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。
- ③ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

- ① 演習地出入者に対する防火啓発
- ② 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ③ 危険区域の標示
- ④ 防火線の設定
- ⑤ 巡視員の配置

5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ① 路線の巡視
- ② ポスター掲示等による広報活動
- ③ 林野火災の巡視における用地の通行
- ④ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

1) 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成された北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理（分）局、北海道経済産業局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、市町村長会、北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道支店、北海道旅客鉄道株式会社、独立行政法人森林総合研究所北海道支所、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、北海道森と緑の会

2) 地区協議会

支庁区域毎の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された地区林野火災予消防協議会が推進する。

3) 剣淵町林野火災予消防対策協議会

町の予消防対策については、剣淵町林野火災予消防対策協議会が推進する。

① 実施機関

剣淵町、士別地区消防事務組合消防署（剣淵支署）、上川北部森林管理署

② 実施期間（危険期間）及び強調期間

実施期間：4月中旬～6月30日（危険期間）

強調期間：5月1日～5月31日

3 気象情報対策

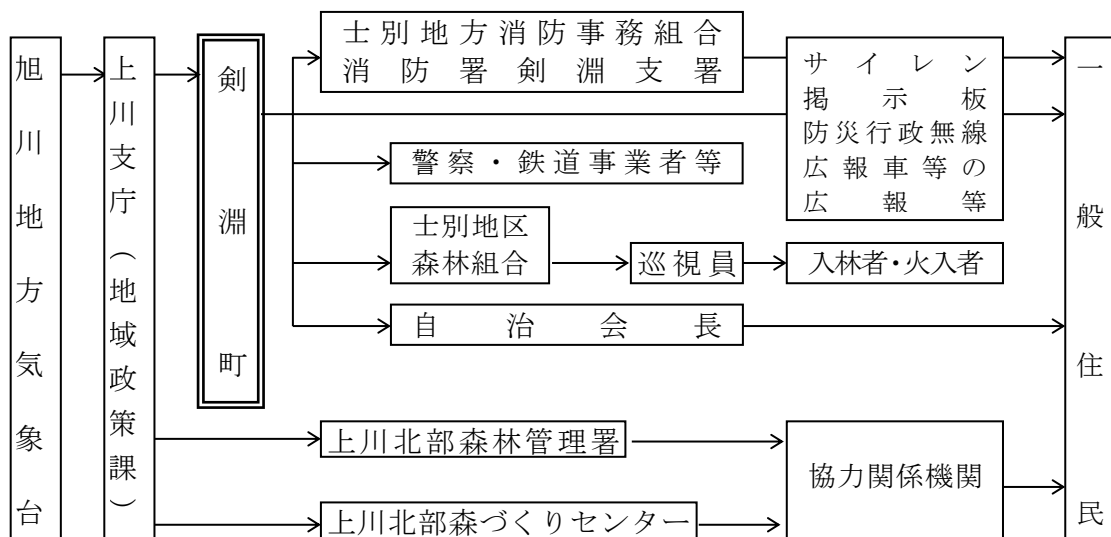
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として旭川地方気象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画」のとおりである。

2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林組合、森林愛護組合へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

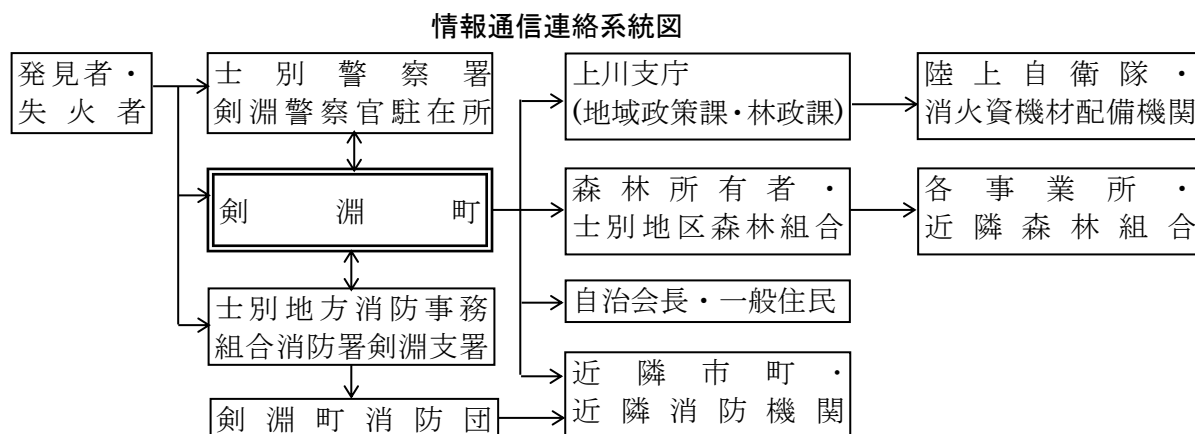
また、町は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めたときは、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条に基づき火災警報を発令する。

第 3 応急対策

1 情報通信

1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- ④ 町及び支庁においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第 5 章 第 2 節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3 応急活動体制

1) 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

町は消防機関と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には「第5章 第27節 ヘリコプター活用計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第7節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

8 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第29節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動等

1) 治山事業等

町は道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

2) 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第 8 章 災害復旧計画

第8章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図る。

第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - 1) 河川
 - 2) 砂防設備
 - 3) 林地荒廃防止施設
 - 4) 地すべり防止施設
 - 5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - 6) 道路
 - 7) 下水道
 - 8) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 簡易水道災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び町は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第 9 章 防災訓練計画

第9章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、町単独又は地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）の災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

1 水防訓練

水防訓練は、水防法第35条の規定に基づき、毎年実施し、水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材、機材の輸送、広報・通報伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を伴った訓練を実施する。

2 消防訓練

消防機関の出動、隣接町村の応援要請、避難・立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡等を折り込んだ訓練を実施する。

3 救難救助訓練

水防訓練と消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食等を折り込んだ訓練を実施する。

4 情報通信訓練

災害時における防災に関する命令の伝達、観測結果その他の情報等の伝達を迅速かつ的確に行えるよう訓練又はその指導を行う。

5 非常招集訓練

災害時に迅速に非常配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び参集要領等についての訓練の実施又はその指導を行う。

6 総合訓練

具体的な災害を想定し、関係行政機関と協力して、防災業務に従事する職員の総合防災訓練、一般住民の避難訓練等の実施又はその指導を行う。

7 防災図上訓練

各種災害に対処するため応急対策訓練を図上において実施する。

8 その他災害に関する訓練

地震等、その他火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、訓練を実施する。

第3 訓練の実施方法

- 1 訓練は、それぞれの目的に合わせ、別に実施要領を定め実施する。
- 2 国、道及び関係機関が主催する各種訓練に積極的に参加する。

第4 民間団体等との連携

道、市町村及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び地域住民等と連携した訓練を実施する。

第 10 章 防災思想・ 普及啓発計画

第10章 防災思想・普及啓発計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

道、町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努める。

第2 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、その他の通信施設の活用
- 3 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 5 広報車両の利用
- 6 パンフレットの配布
- 7 講習会、講演会等の開催
- 8 その他

第3 普及・啓発を要する事項

- 1 防災計画の概要
- 2 災害の予防措置
 - 1) 防災の心得
 - 2) 火災予防の心得
 - 3) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - 4) 農作物の災害予防事前措置
 - 5) その他
- 3 災害の応急措置
 - 1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - 2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - 3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - 4) 災害時の心得
 - ① 気象情報の種別と対策（地震情報、緊急地震速報、土砂災害警戒情報、気象予警報）
 - ② 避難時の心得
 - ③ 被災世帯の心得

- 4 災害復旧措置
 - 1) 被災農作物に対する応急措置
 - 2) その他
- 5 その他必要な事項

第4 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、平波大学、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

剣淵町地域防災計画

地震防災計画編

第 1 章 総 則

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、剣淵町の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成されている「剣淵町地域防災計画」の「地震防災計画編」として、剣淵町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「剣淵町地域防災計画（基本編）」による。

第 3 節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行う。

第 1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び町の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、道及び町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、道、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

基本編「第1章 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第4節 剣淵町の地形、地質及び社会的現況

基本編「第2章 第1節 自然的条件」を準用する。

第5節 剣淵町及びその周辺における地震の発生状況

基本編「第2章 第2節 災害の概況」を準用する。

第1 剣淵町及びその周辺における地震の発生状況について

1 地震災害（基本編の再掲）

天塩川流域が位置する北海道北部は全国的にも地震が少ない地域である。

町の震度4以上の地震は記録に残っている限り、平成15年9月26日十勝沖地震、平成16年12月14日留萌支庁南部地震において震度4を観測したものがある。

それ以外は震度3以下の地震となっている。

第6節 剣淵町における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の地震経験及び地震予知研究などから、太平洋側では、北海道東部及び日高中部（浦河沖を含む）、日本海側では、石狩、留萌沖及び後志沖、内陸では釧路北部など広範囲において考えられる。

第2 地震想定

北海道地域防災計画（北海道防災会議）によると、天塩川流域内に影響を及ぼす想定地震は、留萌沖と北海道東部沖地震である。

地震により想定される被害は、川沿いに泥炭地や氾濫原堆積物が分布していることから下流部での液状化があげられ、基礎地盤のドレーン等の対策が行われている。

1 留萌沖地震

この地震は M7 でかつ震源が沖合いであるため、釧路町の震度 4 である。羽幌町から厚田村にかけての海岸沿いの地域が震度 5 となる。札幌市内の震度は 4 である。

1 次被害については留萌を中心に危険度が高くなっているが、2 次、3 次被害では札幌の方が高くなっているのが特徴である。

地域名	発生位置	規模	流域内の影響
留萌沖	北緯 44 度東経 141 度	M 7.0	全流域で震度 4 程度

参考：北海道地域防災計画 地震防災計画編

2 北海道東部地震

この地震は M8.25 と規模が大きい巨大地震を想定している。根室、釧路にかけて震度 6 になっている。札幌の震度は 4 となっている。

影響を受けるであろう地域は相当広く、網走、十勝のほか、日高、石狩、空知、胆振の一部にも及んでいる。地域活動低下については、道北を除く全道の大都市に及んでいる。さらに広域化災害については、全道に影響が及んでいる。

地域名	発生位置	規模	流域内の影響
北海道東部	北緯 42.5 度東経 146 度	M8.25	中上流域で震度 4 程度

参考：北海道地域防災計画 地震防災計画編

第 2 章 震災予防計画

第2章 震災予防計画

第1節 地震に強いまちづくり推進計画

道、町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など、構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 地震に強い町構造の形成

- 1 防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町構造の形成を図る。
- 2 不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物等の安全化

- 1 道、町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。
- 2 道及び町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- 3 道及び町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- 4 道、町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。
- 5 地震により被害を受けた建築物は、余震によって倒壊するなど二次災害が発生する危険性があるため、災害発生後、早急に応急危険度判定を実施する必要がある。

このため、町は応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備し、人的被害などの二次被害の防止に努める。

第3 主要交通の強化

道、町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の機関的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

道、町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震設計やネットワークの充実に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 道、町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 道、町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフラインの整備に努める。

3 道、町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

第6 復旧対策基地の整備

道及び町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

第7 地質、地盤の安全確保と液状化対策

道、町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

道、町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

道、町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。（「資料編：第5章－別表3 ヘリコプター発着可能地」参照）

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、その整備を重点的・計画的に進める。

事業名	事業量			概算事業費	実施予定年	所管省庁
	学校数	棟数	箇所			
安心・安全な学校づくり 交付金（校舎）	2	5		15,726 千円	H21	文部科学省
安心・安全な学校づくり 交付金（屋内運動場）	2	4		15,900 千円	H21	文部科学省
ため池等整備事業（桜岡）			1	240,277 千円	H18～H21	農林水産省

第2節 防災訓練計画

基本編「第9章 防災訓練計画」を準用する。

第3節 火災予防計画

基本編「第4章 第7節 消防計画」及び基本編「第7章 第5節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備について次の計画により実施する。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、町火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 病院・診療所や宿泊施設等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立ち入り検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

町は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

第5 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第4節 危険物等災害予防計画

基本編「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、地震時における危険物等による災害の予防を促進するため、道、町及び関係機関は、事業所に対し次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

第5節 建築物等災害予防計画

基本編「第4章 第6節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、地震災害から建築物等を防御するための計画として、次のとおり実施する。

第1 建築物の防災対策

1 防火地域及び準防火地域の指定促進

町は、市街地の不燃化を図るため、道からの情報提供を活用して土地利用の動向を勘案し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行う。

2 防災対策拠点施設の耐震性の確保

1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる町役場庁舎、病院・診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導する。

2) 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町内の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

3 木造建築物の防火対策の推進

町は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

4 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき指導、助言等を行うと共に剣淵町耐

震改修促進計画に基づき、受託建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

5 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

- 1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。
- 2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- 3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化を奨励する。
- 4) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

6 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

7 被災建築物の安全対策

- 1) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。
- 2) 道及び町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

道及び町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第3 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

町は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 電力施設（北海道電力株式会社） | 3 水道施設 |
| 2 LPガス事業者 | 4 通信施設（NTT東日本一北海道旭川支店） |

第4 交通施設の安全化・耐震化対策

1 道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。

2 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

3 橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

第5 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

1 治山・治水対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期するものとする。

1) 河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。

また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

2) 治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

3) 砂防及び地すべり防止事業

地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

第6 文化財の災害予防

町及び町教育委員会は、文化財の災害予防を推進するとともに、文化財の所有者及び施設の管理者に施設の耐震性向上、施設整備に努めるよう指導する。

第6節 土砂災害予防計画

基本編「第4章 第5節 土砂災害予防計画」を準用する。

第7節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

基本編「第4章 第8節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

基本編「第4章 第9節 避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

基本編「第4章 第10節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 積雪・寒冷対策計画

基本編「第4章 第12節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第11節 地震に関する防災知識の普及・啓発

気象庁は、地震動により重大な災害が起こる恐れのある場合は、強い揺れが予測される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図る。また旭川地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるなど、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努める。

第1 防災知識の普及・啓発

1 職員に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

1) 啓発内容

- ① 地震に対する心得
- ② 地震に関する一般知識
- ③ 緊急地震速報利用の心得
- ④ 非常用食糧、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- ⑤ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ⑥ 災害情報の正確な入手方法
- ⑦ 出火の防止及び初期消火の心得
- ⑧ 自動車運転時の心得

- ⑨ A E D（自動体外式除動機）の取り扱い方
 - ⑩ 救助・救護に関する事項
 - ⑪ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - ⑫ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - ⑬ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者への配慮
 - ⑭ 各防災関係機関が行う地震災害対策
- 2) 普及方法
- ① 防災訓練、避難所運営訓練の実施
 - ② 講習会、研修会等の実施
 - ③ 防災活動の手引き等パンフレットの配布

2 住民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

- 1) 啓発内容
- ① 地震に対する心得
 - ② 地震に関する一般知識
 - ③ 緊急地震速報利用の心得
 - ④ 非常用食糧、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
 - ⑤ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - ⑥ 災害情報の正確な入手方法
 - ⑦ 出火の防止及び初期消火の心得
 - ⑧ 自動車運転時の心得
 - ⑨ A E D（自動体外式除動機）の取り扱い方
 - ⑩ 救助・救護に関する事項
 - ⑪ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - ⑫ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - ⑬ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者への配慮
 - ⑭ 各防災関係機関が行う地震災害対策
- 2) 普及方法
- ① テレビ、ラジオ及び新聞の利用
 - ② 広報誌（紙）、広報車両の利用
 - ③ 映画、スライド、ビデオ等による普及
 - ④ パンフレットの配布
 - ⑤ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

第2 学校教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

- 4 社会教育においては、PTA、平波大学、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第12節 町民の心構え

阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震等を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- 1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- 2) がけ崩れに注意する。
- 3) 建物の補強、家具の固定をする。
- 4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- 5) 飲料水や消火器の用意をする。
- 6) 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
- 7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- 8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

2 地震発生時の心得

- 1) まずわが身の安全を図る。
- 2) すばやく火の始末をする。
- 3) 火が出たらまず消火する。
- 4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- 5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- 6) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- 7) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- 8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- 9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震をおそれない。
- 10) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- 1) 消防計画、予防規定などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- 2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- 3) とりあえず身をおく場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- 1) すばやく火の始末をすること。
- 2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- 3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- 4) 正確な情報を入手すること。
- 5) 近くの職場同志で協力し合うこと。
- 6) エレベーターの使用は避けること。
- 7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両の運行は自粛すること。

第3 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- 1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- 2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- 3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 地震発生時の心得

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、避難のため車を使用しないこと。

第13節 自主防災組織の育成等に関する計画

基本編「第4章 第11節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、道、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

第1 災害対策組織

基本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

基本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2節 地震情報の伝達計画

地震動警報等を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 地震動警報等

1 地震動警報及び地震動予報

地震動予報及び警報については、気象庁における発表に当たっては今後とも「緊急地震速報」の名称を用いる。なお、予報および警報の主な内容は次のとおりである。

予警報の種類	発表名称	内 容
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	地震動に関する警報で、最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して、発表する緊急地震速報
地震動予報	緊急地震速報（予報）	地震動の予報で、最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

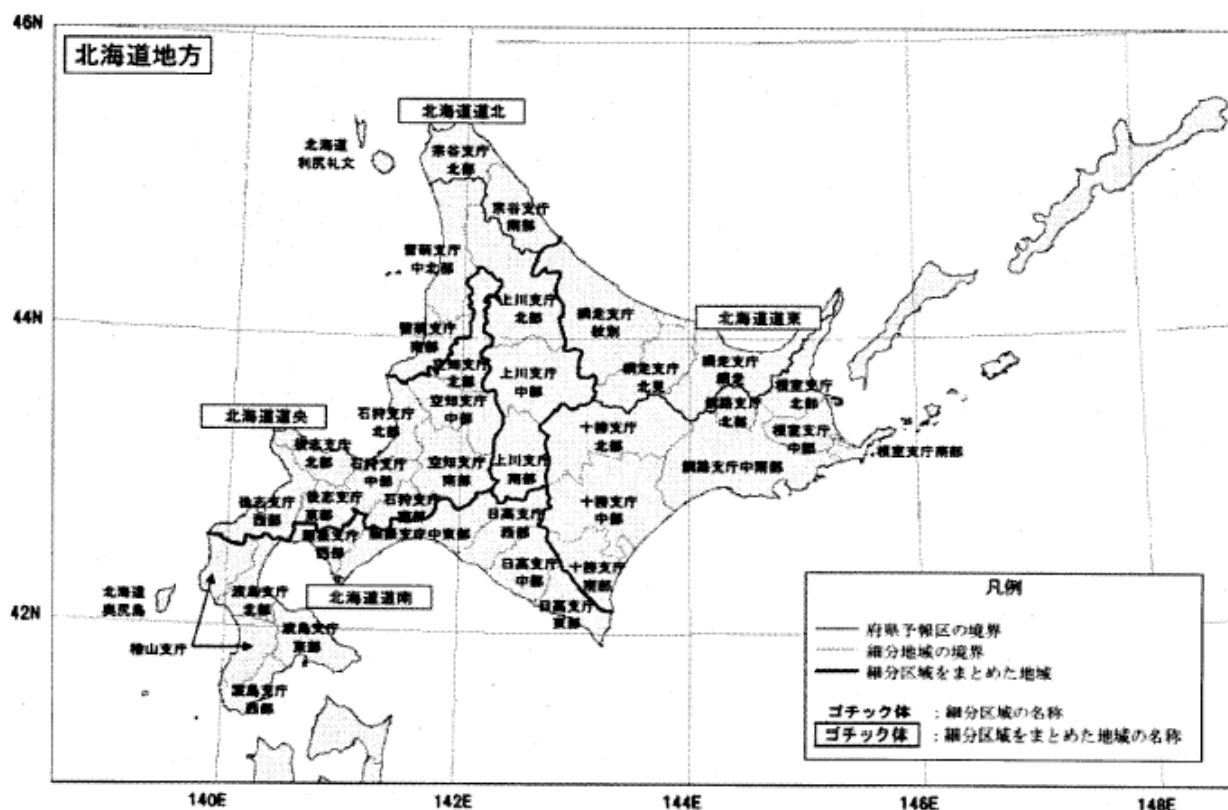
2 地震に関する情報の種類と内容

情 報 の 種 類	発 表 内 容
震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を180に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）をその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表

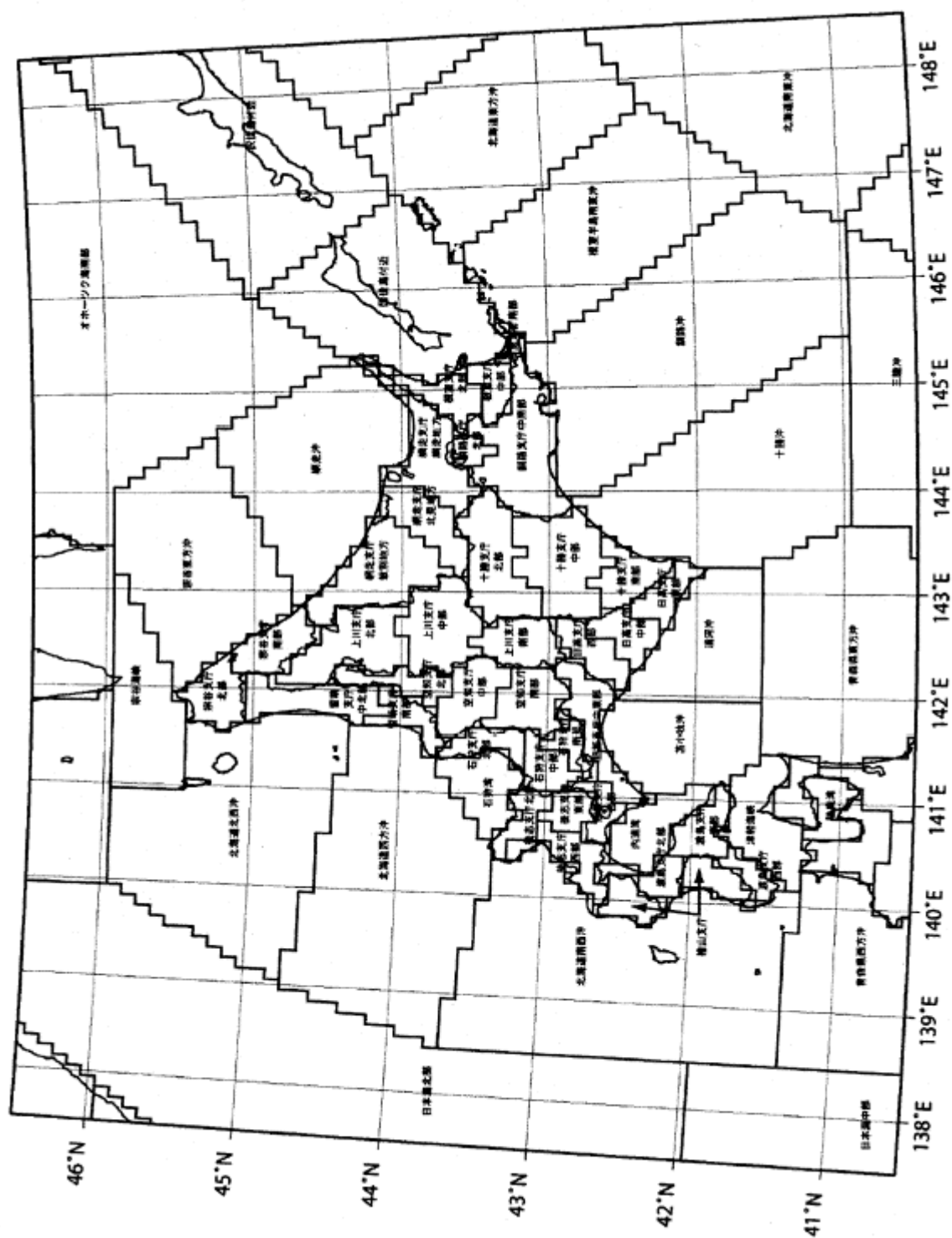
情 報 の 種 類	発 表 内 容
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）をその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新の更新のお知らせなどを発表

第 2 地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称

1 緊急地震速報において予想される震度発表に用いる地域



2 震央地名



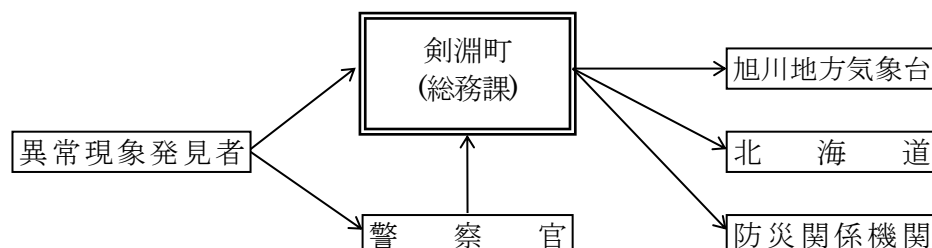
第3 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町（総務課）又は警察官に通報する。また、通報を受けた町（総務課）は速やかに道及び旭川地方気象台等関係機関に通報する。

1 異常気象

地震に関する事項： 頻発地震、異常音響及び地変

2 通報系統図



（ 気象庁震度階級関連解説表 ）

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この表は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4) この表では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じない。	—	—
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じると眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被書が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに増える。

注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注 3) 木造建物の被書は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手口宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被書が少ない事例もある。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート建造物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁と梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の上台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5 ライフラインへの影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがあるとそのため の対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用 伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。 運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持つている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆつくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

基本編「第5章 第1節 災害情報通信計画」を準用する。

第4節 災害広報計画

基本編「第5章 第2節 災害広報計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

基本編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

基本編「第5章 第5節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、基本編「第4章 第7節 消防計画」及び基本編「第7章 第5節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるものとする。

第1 消防活動体制の整備

町はその地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、又必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖くずれ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震事における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 災害警備計画

基本編「第5章 第6節 災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

基本編「第5章 第7節 交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

基本編「第5章 第8節 輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター活用計画

基本編「第5章 第27節 ヘリコプター活用計画」を準用する。

第12節 食糧供給計画

基本編「第5章 第9節 食糧供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

基本編「第5章 第10節 給水計画」を準用する。

第14節 衣料・生活必需物資供給計画

基本編「第5章 第12節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第15節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 上水道

基本編「第5章 第11節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

基本編「第5章 第11節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

2 広報

下水道管理者は、地震により下水道施設に被害があった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第3 電気

基本編「第5章 第13節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第4 ガス

基本編「第5章 第14節 ガス施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害があった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第5 通信

1 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道支店、(株)エヌ・ティ・ティ・コム北海道などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害があった場合は、テレビ・ラジオなどの報

道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第 6 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被災調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第 16 節 医療救護計画

基本編「第 5 章 第 15 節 医療救護計画」を準用する。

第 17 節 防疫計画

基本編「第 5 章 第 16 節 防疫計画」を準用する。

第 18 節 廃棄物等処理計画

基本編「第 5 章 第 17 節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第 19 節 文教対策計画

基本編「第 5 章 第 19 節 文教対策計画」を準用する。

第 20 節 住宅対策計画

基本編「第 5 章 第 20 節 住宅対策計画」を準用する。

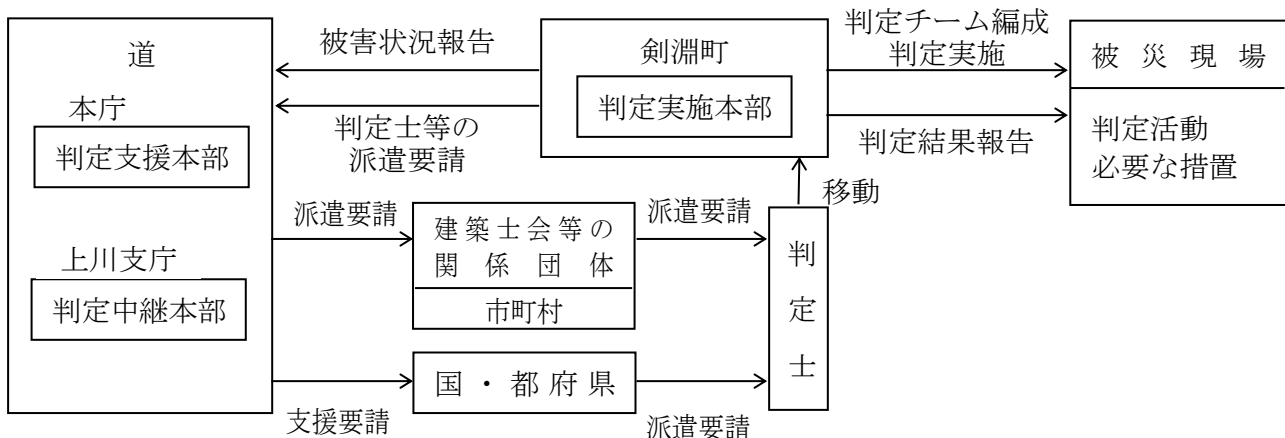
第 21 節 被災建築物安全対策計画

基本編「第 5 章 第 21 節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

第 1 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



第 2 応急危険度判定の基本的事項

1 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

3 判定対象建築物

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の 3 段階で判定を行い、3 色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3 段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

4 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

5 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第 22 節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

基本編「第 5 章 第 22 節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第 23 節 広域応援計画

基本編「第 5 章 第 29 節 広域応援計画」を準用する。

第 24 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

基本編「第 5 章 第 28 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第 25 節 防災ボランティアとの連携計画

基本編「第 5 章 第 31 節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第 26 節 災害義援金募集（配分）計画

基本編「第 5 章 第 32 節 災害義援金募集（配分）計画」を準用する。

第 27 節 災害救助法の適用と実施

基本編「第 5 章 第 34 節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

この計画は、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

第1節 基本方針

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講じるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じる等、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

基本編「第8章 災害復旧計画」を準用する。

第3節 財政、金融等に関する計画

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、道及び町並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

第1 実施計画

1 一般住宅復興資金の確保

町は、道と協調して、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

2 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

3 農林水産業等金融対策

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、公庫法等により融資等の支援を行う。町は、道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

4 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

第2 財政対策

道、町、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

また、指定地方行政機関、金融機関等は、道及び町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

劍淵町地域防災計画

－ 基 本 編 －

－ 地震防災計画編 －

平成21年10月

平成28年11月改訂

劍淵町防災会議

事務局 劍淵町総務課